

地方分権改革有識者会議
雇用対策部会報告書
(無料職業紹介関係等)

平成25年8月29日

目次

はじめに	1
1 これまでの経緯と現状	
(1) これまでの経緯	2
(2) 現状	3
2 地方関係者の意見	4
3 関係府省の意見	5
4 雇用対策部会の状況	
(1) 検討対象	6
(2) 関係者のヒアリングの概要等	6
(3) 出席者の意見交換	10
(4) 部会構成員の意見交換	11
5 見直しの方向性等	12
<資料>	
雇用対策部会名簿	15
雇用対策部会開催実績	16
<参考資料>	
1 地方分権改革推進委員会 第2次勧告（平成20年12月8日）（抜粋）	19
2 出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）（抜粋）	21
3 アクション・プラン（平成22年12月28日閣議決定）（抜粋）	25

4	佐賀県知事提出資料（第1回地方分権改革有識者会議（平成25年4月12日））	26
5	事務・権限移譲等検討シート（個票）（第2回地方分権改革推進本部（平成25年5月28日））資料（抜粋）	27
6	第1回雇用対策部会（平成25年6月21日）資料	
	（1）厚生労働省提出資料	32
	（2）新潟市長提出資料	59
	（3）日本労働組合総連合会提出資料	64
	（4）埼玉県知事提出資料	66
	（5）岩村構成員提出資料	70
7	日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）	73
8	第2回雇用対策部会（平成25年7月1日）資料	
	公共職業安定所（ハローワーク）に係る国と地方公共団体の「一体的実施」の取組に関するアンケートの結果概要（報告）	74

はじめに

今次安倍内閣においても、地方分権改革を積極的に推進することとし、平成25年3月8日、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする地方分権改革推進本部が閣議決定により設置され、さらに4月5日には地方分権改革推進本部の副本部長である内閣府特命担当大臣（地方分権改革）の下で地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）が開催されることが決定された。

有識者会議は、これまで、4月12日、4月26日、5月15日の3回にわたって議論を行い、今次安倍内閣における地方分権改革の基本的な方針となる「個性を活かし自立した地方をつくるために」を取りまとめるとともに、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、有識者会議の下で専門部会を開催できることとした。

5月15日の第3回有識者会議では、第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果（積み重ね）や、各府省の検討結果、地方の意見等を踏まえ、まずは、無料職業紹介に関する事務・権限の見直し、及び自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しを行うため、雇用対策部会及び地域交通部会を開催することが了承された。

この報告書は、今後の無料職業紹介に関する事務・権限の適切な見直しに資するため、6月21日及び7月1日に開催された雇用対策部会の議論等を整理したものである。

1 これまでの経緯と現状

(1) これまでの経緯

地方公共団体が行う無料職業紹介は、平成 16 年 3 月 1 日に施行された改正職業安定法により、許可制から届出制となった。その後、無料職業紹介を行う自治体は増加傾向にあり、平成 23 年度末現在で 164 地方公共団体（384 事業所）で実施されている。

平成 20 年 12 月 8 日に行われた地方分権改革推進委員会第 2 次勧告（参考資料 1）を踏まえて、平成 21 年 3 月 24 日に政府の地方分権改革推進本部で決定された「出先機関改革に係る工程表」（以下「工程表」という。参考資料 2）では、職業安定法に基づき公共職業安定所（ハローワーク）が行う無料職業紹介に関しては、次のような見直し内容となっているが、現在まで実施に移されていない。

- ① 地方が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。
- ② また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。

平成 22 年 12 月 28 日に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（参考資料 3）では、公共職業安定所（ハローワーク）について、希望する地方公共団体において、無料職業紹介、相談業務等を地方公共団体主導の下、一体的に実施（特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方公共団体が具体的に協議して設計）。当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方公共団体への権限移譲について検討（その際、ILO88 号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意）とされている。

平成 23 年 12 月 26 日には政府の地域主権戦略会議で、ハローワークについて、知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組（一体的な実施）を全国的に進める、同時に、特区制度を活用して、試行的に東西 1 か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行うとされた。

(2) 現状

① 一体的取組の状況

平成 24 年度末で 80 地方公共団体（29 道府県、51 市区町）、106 拠点で実施している。厚生労働省によれば、平成 24 年度には一体的取組を通じて全国で 44,128 人が就職した。

② ハローワーク特区の状況

平成 24 年 10 月から埼玉県及び佐賀県において実施している。厚生労働省によれば、平成 24 年度下半期には両県とも利用者数などの主な目標を達成した。

2 地方関係者の意見

平成 25 年 4 月 12 日に開催された第 1 回有識者会議での古川佐賀県知事の提出資料のうち無料職業紹介に係るもの（参考資料 4）の概要は以下のとおりである。

- 早急に地方分権改革推進委員会勧告に沿って、地方公共団体が行う無料職業紹介事業で国のシステム・端末を利用可能にすること。
- 地方移管に向けた取り組みを前進させること。
- 中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施すること。

3 関係府省の意見

無料職業紹介に関する事務・権限の工程表による見直し内容に対する現段階での対応方針について、平成 25 年 4 月 16 日に厚生労働省に照会を行った。その回答（参考資料 5）の概要は、次に掲げる取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進するという内容であった。

- 一体的取組及びハローワーク特区を実施すること。
- 生活困窮者自立支援法案で、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方公共団体に対するオンライン提供の義務付けを規定すること。
- 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方公共団体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、多様なサービスの提供を可能とすること。

4 雇用対策部会の状況

(1) 検討対象

以上を踏まえて、雇用対策部会では、「無料職業紹介に関する事務・権限の見直し」を対象に議論を行った。

厚生労働省は、ハローワークの求人情報を希望する地方公共団体に提供する方向で検討しており、個性を活かし自立した地方をつくる観点から、円滑に、かつ実効性ある形で求人情報の提供を実施するための方策、留意点等を中心に議論を行った。

具体的な論点は、

- ① 地方公共団体が行う地域づくりに向けた無料職業紹介事業でハローワークの求人情報をどう活用するのか、
- ② 地方公共団体が使いやすいように、かつ、円滑に情報提供するためにはどのような方策が必要であるか、
などである。

(2) 関係者のヒアリングの概要等

第1回雇用対策部会では関係者からのヒアリングを実施した。その概要は以下のとおり。

① 岡崎淳一 厚生労働省職業安定局長

提出資料（参考資料6（1））に基づき、雇用対策における国と地方の連携及びハローワークの求人情報の地方公共団体へのオンライン提供について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方公共団体に提供することにより、地方公共団体が行う独自の雇用対策を更に充実するための環境を整備していくことが必要であること。

イ 一体的取組は、利用者から高い評価を得ており、実施自治体からも継続を要望されており、厚生労働省として、成果を上げている取組は継続を検討すること。また、ハローワーク特区は、開始から半年程度

であるが、成果が出ていること。

ウ 無料職業紹介を行う地方公共団体に対するハローワークの求人情報のオンライン提供については、平成 26 年度中のできるだけ早期の開始に向け調整中であり、その提供方法は、地方公共団体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方法に加え、さらに地方公共団体の費用負担を減らし、独自に編集等が可能となるように、地方公共団体が加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方法も検討していること。

これに関して、須藤構成員から、できる限りコストを安くする観点から、求人情報端末方式については仮想専用回線網の利用が望ましく、また、専用端末ではない端末の導入も考慮すべきなどの指摘があり、岡崎局長から地方の意見も聞きながら進めたいとの回答があった。鎌田構成員からはシステム更新時期に合わせて実施することによる費用負担軽減の可能性について質問があり、岡崎局長からはハローワークで端末を設置する場合と費用面の相違は見込まれない旨の回答があった。

② 篠田昭 新潟市長

提出資料（参考資料 6（2））に基づき新潟市における就労支援と生活支援の一体的実施の拡大について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 平成 25 年 1 月に開設した一体的取組施設「ワークポート新潟」では国の職業紹介相談、県の職業訓練紹介、市の福祉サービス及び生活保護など生活支援を一体的に行っており、高い評価を得ていること。

イ ハローワーク部分に正規職員の配置がないことから雇用保険の受給手続きや職業訓練申込み手続きができず、完全には一体性が確保されていない点が懸念事項であること。

ウ ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供が行われれば、相談から就職までほぼ全ての就労支援がワンストップ化されることになり、例えば①障がい者就業支援センター事業ではワンストップで職業紹介と生活相談支援が実施できるようになり利便性の向上、業務効率化、伴走型支援推進、情報一元化といった効果が見込まれたり、②ひとり親家庭の母等への就労支援では相談から就職までほぼ全ての就労支援がワンストップ化して、就職活動の時間がないひとり親家庭の母等が市での様々な相談や手続きに合わせて職業紹介や求職申し込みをすることが可能になり、ひとり親家庭の母等の就職率の向上が期待できること。

これに関して、谷口構成員から利用者数は実数か延べ数か、また実施前後でどのような効果が生じているかとの質問があり、篠田市長からは利用者数は延べ数であること、また、市民からは東区以外の区への設置要望も寄せられている旨の回答があった。

③ 新谷信幸 日本労働組合総連合会総合労働局長

提出資料（参考資料6（3））に基づき無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等への考え方について説明があった。その概要は次のとおり。

ア 就業者の大部分が雇用者であり、雇用者が失業したときの社会的なセーフティネットを担っているのが、全国に張り巡らされたハローワークであること。利用者の利便性向上の観点から、国と地方公共団体の協同連携による就労支援・生活支援を含めた一体的運営と、地域の労使参画による活動展開が推進されるべきであること。

イ 国の無料職業紹介事業の在り方については、労働政策審議会の審議・意見を最大限に尊重すべきであること。

ウ 一体的実施及びハローワーク特区については、生活困窮者等の福祉サービスを担う基礎自治体において就労までの一貫した支援が実現しているところであり、今後、基礎自治体以外において雇用対策と就労支援のシナジー効果が発揮されるような取り組みや、運営協議会への労使代表の参画が必要であること。

④ 高橋弘行 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長

無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等への考え方について説明があった。その概要は次のとおり。

ア ハローワークは職業紹介、雇用保険、雇用対策の3業務を一体的に実施する組織であり、事業主の観点からも、労働者にとっての最大のリスクである失業を雇用保険制度で支えるという機能は極めて重要なものであること。

イ 雇用保険は財政責任者である国が職業紹介を行って失業認定を行うことが重要であり、仮に切り離されることがあれば財政規律が維持できなくなる恐れがあること。

ウ 全国ネットワークによる求人求職のマッチングの維持や、専門知識を持ったハローワーク職員による適切な助言・指導も、事業主にとって重要な意味があること。

エ 労働政策審議会の意見書を尊重するとともに、意見書でも提言した

国と地方が一体となった雇用対策を一層強化する必要があること。

⑤ 上田清司 埼玉県知事

提出資料（参考資料6（4））に基づき、地方公共団体の無料職業紹介権限の強化について説明があった。その概要は、次のとおり。

ア 全国知事会で従来からハローワークの地方移管を求めてきたが、そのメリットは求職者が真に必要な支援をワンストップで受けられること、地方公共団体が一貫した政策を展開できること、弾力的な人員配置で利用者サービスを向上できることなどであること。

イ 埼玉県ではハローワーク特区を活用してワンストップの支援を実施しており、利用者の満足度も極めて高いこと。

ウ 地方自治体の無料職業紹介権限の強化のため、次の2点が必要であること。

- ・都道府県職員がハローワーク求人情報に基づき直接紹介状を発行できる環境を整備すること
- ・都道府県職員にも、国職員と同様にハローワーク職員用端末の使用を認めること

エ 地方自治体の職業紹介権限の強化により、例えば①女性の復職支援で県において、相談・訓練の進捗状況を見据えて適切な時機に直ちに職業紹介を実施したり、②県が進める産業振興策と連携して、計画的な人材育成や将来を見越した職業紹介を実施したり、③定住促進に当たり、生活情報等の提供と併せて就職も含めた確実な移住支援を実施できるなどの展開が期待できること。

これに関して、谷口構成員から国と地方の役割分担の望ましいあり方について見解を問われ、上田知事からは国と地方がそれぞれ行っている事業をワンストップで実施することが重要であり、仕事を求めている人たちにとって何が一番大事かという観点で考えれば、その結果自ずから地方が実施可能との話が出てくるであろうし、逆に様々な課題があつて難しいということであれば、協力関係による一体的取組を継続していくこともあるだろうとの回答があつた。須藤構成員からハローワークの職員が有する業務データを地方が活用する意義に係る見解を問われたが、上田知事からは全国ネットのハローワークの求人情報を実際に活用できるのは現場に近い地方自治体であり、各地方自治体にその活用の仕方を競争させるべきとの回答があつた。

- ⑥ 第1回部会を欠席した岩村構成員からは意見書（参考資料6（5））の提出があり、事務局から席上で内容を紹介した。その概要は次のとおり。
- ア ハローワークの全国的なネットワーク体制は憲法が定める国民の勤労権の保障の具現化であり、今後とも堅持される必要があること。
 - イ 地方公共団体が自らの政策的判断に基づき無料職業紹介事業を行うことは現行法上も何ら支障がなく、国と地方公共団体との間でいかにして効果的な雇用施策を構築していくかを検討することが適切であること。
 - ウ ハローワークの求人情報の提供を受けて独自の施策に生かしていくことは適切であるが、その際どのような形で活用していくかというヴィジョンを地方公共団体側が明確に持つことが重要であること。
 - エ 一体的取組、ハローワーク特区等様々な形態で、無料職業紹介事業と地方公共団体独自の施策との連携を進め、相乗的な政策効果を上げていくことが望まれること。

(3) 出席者の意見交換

ヒアリング終了後の出席者（部会構成員及び関係者）の意見交換では次のような議論があった。

ア 地方公共団体職員の専門性の向上について

新谷総合労働局長から、ハローワークの求人情報を活用するためには地方公共団体職員の能力向上が重要であるとの指摘があり、上田知事からは、これまで当該分野の実務を担当してこなかったため民間委託方式を取っているが、今後県の専門知識を高めることは必要であるので、厚生労働省の支援も得て実務研修を行っていききたいとの発言があった。職員構成に関連して、篠田市長からは、ワークポート新潟は国の正規職員の配置がないことから一部の事務を行うことができず、完全にはワンストップサービスになっていないとの指摘があった。

イ ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供について

岡崎局長から、ハローワークの求人情報に基づき地方公共団体が職業紹介を行う場合、求人企業に対して了解を得る手順は必要であるが、新たに求人票を提出させる等の手続までは不要であること、また、雇い入れ助成金はハローワーク紹介に限らず地方公共団体紹介でも同様の扱いとする方向で検討していることについて説明があった。

ウ ハローワークの業務データについて

岡崎局長から、ハローワークの業務データを労働市場情報として活用

することは十分にできてこなかったが、個別に地方公共団体から照会があればできる限り対応したいとの説明があった。須藤構成員からは、政令指定都市などには匿名化したデータを提供すべきであるとの指摘があり、小早川部会長からも具体的な検討を期待する旨の発言があった。岡崎局長からは、今後の技術の発達により匿名性を確保できる使用方法が開発されれば、活用は当然であるとの回答があった。

(4) 部会構成員の意見交換

出席者の意見交換後の部会構成員の意見交換では、次のような議論があった。

- ア 鎌田構成員から、一体的取組についてどのような改善があるか現場の意見を聞くことは、ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供にも有意義であるとの意見があった。
- イ 須藤構成員から、地方側にもビジョンが必要であるという岩村構成員の意見に賛成であること、求職者の技能の向上を図るための職業能力開発の実施に当たっては県と基礎自治体の連携が重要であるとの指摘があった。鎌田構成員がこれに賛同した。
- ウ 谷口構成員から、国と地方の連携に当たっては、国が地域と一緒に業務を行う方式がよいのか、それとも結果だけを保証していく形がよいのかも検討する必要があるとの指摘があった。

5 見直しの方向性等

以上の議論を受けた見直しの方向性等は以下のとおりである。

- (1) ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の観点から、積極的に進めるべきである。これは、求人と求職のマッチング機能の強化を掲げる政府方針（日本再興戦略（参考資料7））にも沿うものである。
- (2) こうした取組により得られる求人情報をどのような形で活用し、どのような成果を挙げることを目指すのかについて、地方公共団体がビジョンを明確にして取り組むことを期待する。
- (3) 実務的な課題であるが、情報提供のためのシステムの在り方を検討するに当たっては、情報セキュリティを念頭に置きつつ、地方公共団体が地域の特性を生かした無料職業紹介事業を効率的かつ効果的に実施することができるよう、導入費用が過大なものとならないよう配慮することが必要である。
- (4) 今回の取組を円滑かつ効果的に実施するため、次の事項に積極的に取り組むべきである。
 - ① 一体的取組等の既存事業の課題等を確認し、ハローワークの求人情報の活用にも生かすこと。
 - ② 地方公共団体に提供したハローワークの求人情報が地方公共団体によって適切に活用されるためには、地方公共団体の職員の専門性向上が重要であり、地方公共団体において積極的に取り組むこと。また、国（厚生労働省）は必要な支援を行うこと。
 - ③ 地方公共団体が発行する紹介状が、ハローワークが発行する紹介状と同等の位置づけとなるよう、国（厚生労働省）が事業者に支給する雇い入れ助成金については、地方公共団体からの紹介による雇い入れの場合にも支給すること。
- (5) 上記(1)～(4)を着実に推進し、ハローワークの求人情報ができるだけ広く活用されて最大限の成果を挙げられるよう、早急に国（厚生労働省）と地方公共団体との間で協議を行うことが望まれる。また、今後実務的な検討を進めるに当たって、国と地方公共団体の連携が密に保たれるよう相互に十分配慮するべきである。

<資料>

雇用対策部会 名簿

いわむら まさひこ

岩村 正彦 東京大学大学院教授

かまた つかさ

鎌田 司 元共同通信社編集委員兼論説委員

こばやかかわ みつお

◎小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授

すどう おさむ

須藤 修 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長

たにくち なおこ

谷口 尚子 東京工業大学准教授

(◎は部会長)

雇用対策部会 開催実績

第1回雇用対策部会（平成25年6月21日（金））

○無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等について

1. 地方分権改革推進室の説明
2. 関係者からのヒアリング
 - ・厚生労働省 職業安定局長
 - ・新潟市長
 - ・日本労働組合総連合会 総合労働局長
 - ・一般社団法人日本経済団体連合会 労働政策本部長
 - ・埼玉県知事
3. 出席者（部会構成員及び関係者）の意見交換
4. 部会構成員の意見交換

第2回雇用対策部会（平成25年7月1日（月））

○無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等について

1. 報告書（素案）の説明
2. 部会構成員の意見交換

〈参考資料〉

地方分権改革推進委員会 第 2 次勧告（平成20年12月8日）

～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～

（ハローワーク部分抜粋）

第 2 章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

2 事務・権限の見直しの考え方（抄）

・・・関係府省からのヒアリングの結果や全国知事会など関係者の意見等も考慮しつつ、出先機関の事務・権限を、廃止（民営化、独立行政法人化を含む。）を検討するものや、地方自治体への移譲を検討するものなどに仕分けを行う。

その際、国民や地域住民にとっての利便性や安全・安心の維持向上等の観点から、国に事務・権限を残しつつ、地方の役割を拡大することが適当と考えられる場合には、事務・権限を新たに地方自治体に付与し国と地方の新たな協働関係を構築する。

以上のような仕分けに基づき、対象となる国の出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織の見直しについて提案する。

4 出先機関の改革の実現に向けて（抄）

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700 人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000 人程度の削減を目指すべきであると考ええる。

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

（2）組織の改革

①個別出先機関の組織の改革の方向

〔厚生労働省関係〕

都道府県労働局

○ 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。

○ 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべきである。

第2次勧告 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表（別紙2）（抜粋）

厚生労働省 都道府県労働局			
本局等の 内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
職業安定部 等	—	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督）	地方自治体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。
	公共職業安定所 出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	地方自治体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。
	公共職業安定所 出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方自治体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

出先機関改革に係る工程表

平成 21 年 3 月 24 日
地方分権改革推進本部決定

国の地方支分部局（以下「出先機関」という。）について、国と地方の役割分担の観点から事務・権限を見直すとともに、地方再生と地域振興を進め、出先機関を国民の目の届くものにし、国と地方を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、組織の在り方を見直す。

このため、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）を踏まえ、政府の他の改革と整合を図りつつ、8 府省 15 系統の機関を中心に、出先機関の改革を進めることとし、今後おおむね 3 年間の主な工程を示す計画を下記のとおり定める。

記

1 事務・権限の見直し

（1）出先機関の事務・権限の見直し

ア 出先機関の事務・権限について、別紙のとおり見直す。

イ 別紙に掲げる事項について、法令改正を含めさらに具体的な検討や所要の調整を進め、その結果を「改革大綱」（地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）第 8 条に基づき策定する地方分権改革推進計画のうち、出先機関の改革に関するものをいう。以下同じ。）に盛り込む。

（2）事務・権限の見直しに伴う要員規模の精査

ア 事務・権限の見直しに伴って影響を受けることとなる要員規模について精査を進める。

イ 精査結果は、改革大綱に盛り込む。

2 組織の改革

（1）出先機関の組織の改革

ア 地方再生や地域振興を推進し、出先機関の業務運営の適正性と透明性を確保するとともに、国と地方公共団体を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、出先機関の統廃合、地域との連携やガバナンスの確保の仕組みなど、第 2 次勧告で示された出先機関の組織の改革の方向性に沿って検討を進め、改革大綱に盛り込む。

イ その際、行政分野ごとの特性を踏まえ、災害発生や社会経済・雇用失業情勢の急激な変化への迅速で機動的な対応や、国民に対する直接的な行政サービス水準の維持など、国の事務・権限の的確かつ確実な実施を確保するものとする。

(2) 組織の改革に伴う要員規模のスリム化

ア 組織の改革に伴う要員のスリム化方針について検討を進める。

イ 検討結果は、1(2)の事務・権限の見直しに伴う要員規模の精査結果とあわせて、改革大綱に盛り込む。

3 出先機関改革に伴う人員の移管等

(1) 人員の移管等のための仕組みの検討

第2次勧告の内容に沿って、地方公共団体の協力を得つつ、事務・権限の見直しに伴う人員の移管等の仕組みについて検討を進め、改革大綱に盛り込む。

(2) 人材調整準備本部の設置

(1)の仕組みの検討を行い、もって人員の移管等を円滑に進めていくため、本部長が別途定めるところにより、地方分権改革推進本部に人材調整準備本部を置く。

(3) 財源の手当ての取扱い

事務・権限の地方公共団体への移譲及び国から地方公共団体への人員の移管等に際しては、国と地方公共団体を通じた事務の集約化等による効率化・スリム化を前提とした上で、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

4 出先機関改革に関する地方分権改革推進計画（改革大綱）の策定

ア 政府は、この工程表に沿って具体的な検討を進め、改革大綱を策定する。改革大綱は、平成21年中を目途に策定するものとする。

イ 3(2)に掲げるもののほか、政府は、関係府省が一体となって出先機関改革を推進するため必要な体制を整備する。

5 改革大綱策定後の取組み

ア 改革大綱の策定後、政府は、事務・権限の見直しや地方公共団体への移譲等のため必要となる措置、組織の改革及び地域との連携・ガバナンスの確保の仕組みの詳細設計、人員の移管等のために必要となる措置等についてさらに具体的な検討を進め、新たな出先機関の体制の発足に向け、法制上及び財政上の措置を含めた所要の措置を講ずる。

イ 事務・権限の見直しや地方公共団体への移譲等及び新たな出先機関の体制への移行は、この工程表の策定後おおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移すこととし、平成24年度から実施することを基本とする。その間においても、可能なものは、速やかに実施する。

このため、所要の法律の制定・改正については、必要に応じ一括して行うこととし、改革大綱の策定後、速やかに法制化の検討を進める。

6 その他

- ア 地方分権改革推進委員会からは、新たな出先機関の体制への移行に向け、総人件費改革等による人員削減や今回の改革に伴う職員の地方公共団体への移管等を着実に行うこととされるとともに、さらに将来的な削減を目指すべきとの考えと試算が示されたところである。
- イ 政府は、国と地方公共団体を通じた簡素で効率的な行政を実現することの重要性を踏まえ、この改革における事務・権限の見直し及び組織の改革に伴う要員規模への影響の精査や検討を行い、新たな出先機関の体制への移行に向けた削減の目標を改革大綱において明らかにする。さらに、今般の事務・権限の見直し後に国に残る業務について、引き続き地方分権改革を推進する観点から不断の見直しを行い、今後とも簡素化及び効率化に努める。
- ウ 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を円滑かつ確実に進めるため、政府を挙げてそのための条件整備に努めるとともに、地方公共団体に対して、移譲される事務・権限の適切な執行のための所要の準備など、改革の実現に向けて最大限の協力を要請する。
- エ 国と地方公共団体との個別協議により具体的な移管・移譲の対象が確定する事項については、地方分権改革を一層推進するため、第2次勧告等の方向に沿って、当面、改革大綱の策定に向けて、政府として、自ら最大限の努力をするとともに、各地方公共団体に協議に積極的に対応することを改めて要請する。

出先機関に関する工程表（別紙）

厚生労働省 都道府県労働局			
本局等の 内部組織	関係する下部機関		
職業安定部 等	—	事務・権限 国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督）	見直しの内容 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。
	公共職業安定所 出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。
	公共職業安定所 出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備
(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保
(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ (抜粋)

(平成22年12月28日閣議決定)

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的実施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所(ハローワーク)について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

4 自治体の職業紹介権限強化、現状の弊害を除去。人材確保で成長を後押し。

現状と課題

- (1) ハローワークの地方移管を検証するため、「特区」(佐賀、埼玉)と「一体的取組」による国と地方の連携が実施中。
- (2) 都道府県も無料職業紹介(UJターン、企業誘致向け等)を実施しているが、国のシステム・端末を利用できないため、紹介できる企業情報等に限界。
- (3) 産業構造の変化に合わせた就労支援に向けて、地方自治体の職業紹介権限を強化する必要がある。

目標

早急に地方分権改革推進委員会勧告に沿って、自治体が行う無料職業紹介事業で国のシステム・端末を利用可能に。地方移管に向けた取り組みを前進。
中小企業支援に関する事務権限も移譲し、産業支援と雇用行政を一体的に実施。

効果

- (1) 成長産業への労働力移動に、地方自治体の力を最大限活用
- (2) 地方自治体の職業紹介権限を強化することで、住民サービスが向上
- (3) ハローワークと自治体、また自治体相互が同じ情報を持ったうえで、職業相談、職業紹介の対人サービスを提供することで、切磋琢磨、行政効率化に寄与

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 3
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	
事務・権限の概要	<p><根拠法令> 厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等</p> <p><目的> 各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること</p> <p><業務内容> 公共職業安定所（ハローワーク）において、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとして、全国ネットワークによる求職者・求人者に対する無料職業紹介事業を雇用保険、雇用対策と一体的に実施。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	132,640 百万円	
関係職員数	5,678 人（平成 25 年度末定員）	
事務量（アウト プット）	<p>利用実績（23 年度・常用） 新規求職者数：721 万 2 千人 就職件数：195 万 3 千件 就職率：27.1% （ハローワーク箇所数：545 箇所）</p>	
地方側の意見	<p><全国知事会「当面の地域主権改革の方向性に関する提言（24.5.7）」> 4. 国の出先機関原則廃止 ハローワークについては、ハローワーク特区（仮称）及び一体的取組を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、移管を実現すること。</p>	
その他各方面の 意見	<p><労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」（21.2.5）> 1 ハローワークの縮小について ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県域を越えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。 ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。 ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。 ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。 したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきで 	

なく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)>

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)>

このため、地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要である。また、職業紹介事業を行う地方自治体が希望する場合には、ハローワークの求人情報をオンライン提供することについても検討する必要がある。

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</p> <p>また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方自治体がそれぞれの役割を確実に果たし、一緒になって雇用対策を行うことが地域住民に対するサービス強化につながることから、ハローワークと地方自治体による一体的実施（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）を推進中である（平成 25 年 4 月 1 日現在、88 自治体で実施中）。特に、福祉事務所等に生活困窮者等の就職支援窓口を設置する取組は、平成 25 年度にさらに拡充することとしている。さらに、埼玉県及び佐賀県において、ハローワーク特区を実施中である。 ・社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（25. 1. 25）を踏まえ、生活困窮者自立支援法案に、生活困窮者の雇用の機会の確保のため無料職業紹介事業を行う地方自治体（福祉事務所を設置する地方自治体）が希望する場合はハローワークの求人情報をオンライン提供する義務規定を設けており、地方自治体が自ら職業紹介等の就労支援を一貫して実施することを可能にする。 ・産業競争力会議（第 4 回：25. 3. 15、第 7 回：25. 4. 23）において、ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供することを、厚生労働大臣より提案したところであり、その具体化について検討することとしている。
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p><「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(22. 12. 28 閣議決定)></p> <p>(3) 公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p><第 15 回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」></p>

	<p>(H23. 12. 26) > (ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 539 363 674" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">B</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c、 一部A-b</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、</p> <p>① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。</p> <p>ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。</p> <p>② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。</p> <p>③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）</p> <p>これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>なお、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>地方移管が不適切な理由は以下のとおり。</p> <p>① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致</p> <p>雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。</p>

	<p>② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる</p> <p>求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。</p> <p>(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成23年度実績)</p> <p>③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる</p> <p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例) リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している(前述の労働政策審議会意見書(21.2.5、22.4.1)を参照)。</p>
備考	

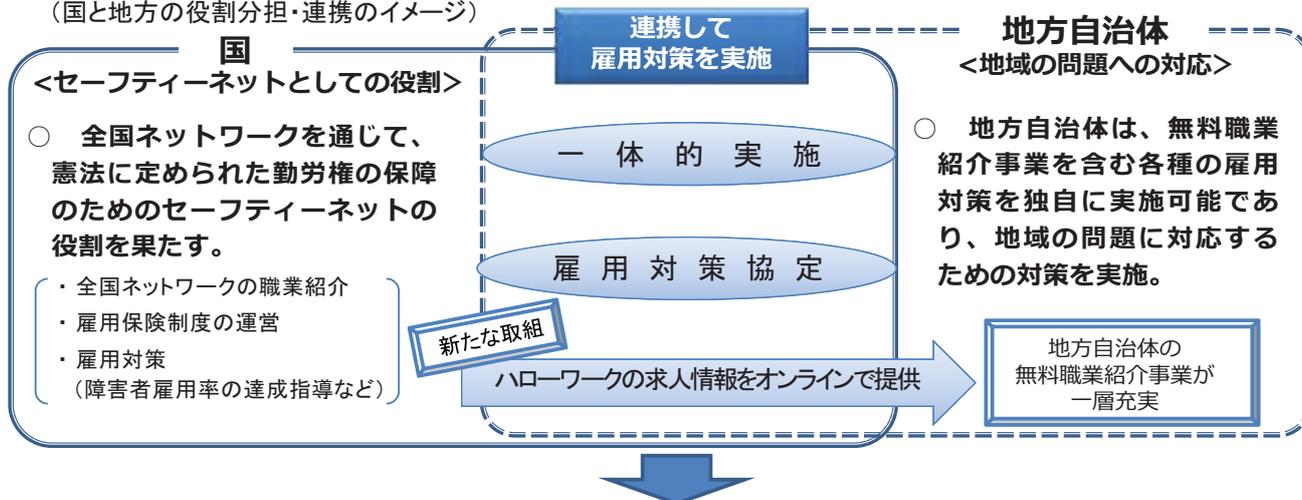
1 雇用対策における 国・地方の連携強化について

平成25年6月
厚生労働省職業安定局

雇用対策における国・地方の連携強化について(総論)

- 労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため、国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方自治体に提供することにより、地方自治体が行う独自の雇用対策を更に充実するための環境を整備していくことが必要。

(国と地方の役割分担・連携のイメージ)



国と地方自治体が、それぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで、住民サービスの更なる強化を目指す。

(参考) 雇用対策法(昭和41年法律第132号) (抄)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。(略)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まつて、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

雇用対策における国・地方の連携強化について(具体的方策)

国・地方の連携をさらに強化するための方策

① 「一体的実施」の更なる充実 【国・地方がそれぞれの長所を活かし、住民視点でサービスを強化】

- ・ 一体的実施は、希望する自治体において、**国の職業紹介等と自治体の福祉等の業務をワンストップで一体的に実施する、国と自治体との連携事業**
- ・ 23年度に24自治体、24年度に56自治体が開始。25年度も多くの自治体で開始に向けて調整中。
- ▶ **生活保護受給者等を支援対象とする取組(福祉事務所等にハローワーク窓口を設置)は、25年度中に100箇所の設置を目指し調整中。**
- ・ 埼玉県、佐賀県においてハローワーク特区を開始(24年10月～)



② 国と地方自治体の雇用対策協定 【国・地方が一体となった雇用対策】

- ▶ **国と自治体が、地域の雇用対策に一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結**
- ※ 8自治体(2道県6市)で締結済(25年6月現在)

③ ハローワークの求人情報のオンライン提供 【自治体による職業紹介事業を国が全面支援】

- ▶ **無料職業紹介事業を行う自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで求人情報を提供。**【26年度中のできる限り早期に実施予定】
- ※ 特に、生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定を設けている。



2

「一体的実施」と「ハローワーク特区」の実施状況

○ 一体的実施事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの。

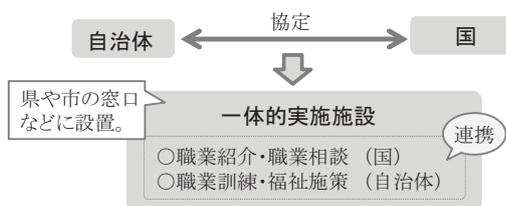
具体的には、以下のような仕組みを導入し、自治体主導でハローワークと一体となった様々な工夫を行うことができる事業。

- ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移す
- ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置

○ ハローワーク特区は、大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、**知事が労働局長に指示ができる仕組み**を追加したもの(雇用対策法施行規則の改正により措置)。

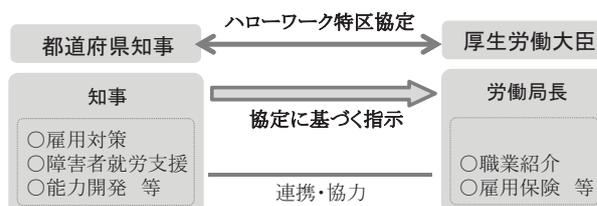
一体的実施とハローワーク特区について

《一体的実施》



平成25年5月末時点
29道府県(39箇所)、59市区町(80箇所)で実施

《ハローワーク特区》



平成24年10月より全国2箇所(埼玉県・佐賀県)で開始

3

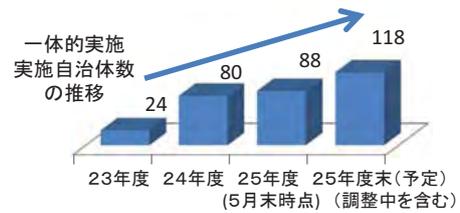
「一体的実施」の実施状況・成果(平成24年度) まとめ

- 平成23年6月より、希望する自治体において、自治体と国との一体的実施※を開始。

※一体的実施は、同一施設内で国（ハローワーク）の無料職業紹介等と自治体の福祉等の業務を一体的に実施する取組

① 実施自治体は大幅に増加

- 平成23年6月より順次取組を開始。平成24年度に実施自治体が大
幅に増加。
※23年度末:24自治体→24年度末:80自治体→25年度(5月末時点):88自治体
(さらに、30自治体で調整中)



② 24年度は4万4千人以上が就職

- 平成24年度は44,128人が就職。(うち生活保護受給者等を支援対象とする取組では2,202人が就職)
- 80自治体のうち、71自治体で目標を達成。(一部達成を含む)

一体的実施の例(新宿区・ハローワーク新宿)

福祉担当課が入居する庁舎に「新宿就職サポートナビ」を開設。身近な区役所で、完全予約制・担当者制で国の職員が対応し、福祉から就労までの一体的支援等を実現。



<24年度取組状況>

- ◆新規支援対象者数 = 407人
(年度目標 350人)
- ◆就職件数 = 312人
(年度目標210人)

③ 利用者・関係者は取組を評価

- 利用者(求職者)から高い評価。(8割以上の施設で90%以上の満足度)
- 自治体からは、取組を評価されており、また事業の継続を求められている。(特に基礎自治体の福祉業務(生活保護受給者支援等)において高く評価されている。)
- 各取組について、労使の代表からも評価する声が出ている。

- 一体的実施は、多くの取組で目標をほぼ達成。利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地域で必要な事業として機能。
- 実施自治体からは、取組の継続を強く要望されている。
- 生活保護受給者等を対象とする取組については、自治体の要望等も踏まえ、平成25年度中に100か所のハローワーク窓口設置を目指す。

4

「ハローワーク特区」の実施状況・成果(平成24年度) まとめ

- 平成24年10月より、埼玉県及び佐賀県において、「ハローワーク特区」※を開始。

※ハローワーク特区は、厚生労働大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み

埼玉県(ハローワーク浦和)の実施状況

- 利用者である地域住民の利便性を向上させるため、アクセスの良い駅前の県有施設に、相談から紹介までワンストップで支援する「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を新設し、以下のコーナーを設置。
 - ① ハローワークコーナー(国)
求職者に対する職業相談・職業紹介
 - ② マザーズコーナー(国)
子育て中の方向けの職業相談・紹介
 - ③ 中高年コーナー(県が民間委託)
40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介
 - ④ 生活・住宅相談コーナー(県・さいたま市)
職と住まいを失った方への総合相談
 - ⑤ 福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)
介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介
- 利用者数(目標8,000人、実績10,349人)などは目標を達成したが、就職者数(目標400人、実績321人)などは目標未達成

佐賀県(ハローワーク佐賀)の実施状況

- 若年者就労支援、障害者就労支援及び福祉から就労支援について、次のように取組を強化。
 - ① 若年者就労支援
ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等を実施(愛称を「ユメタネ」に決定、レイアウト見直しなど)
 - ② 障害者就労支援
障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等を実施
 - ③ 福祉から就労支援
ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を実施(ハローワークによる多久市、小城市、神埼市の福祉事務所への巡回相談)
- 「ユメタネ」の利用者数(目標6,700人、実績7,468人)、障害者のチーム支援による一般就労への移行者数(目標8人、実績8人)などは目標を達成したが、福祉から就労支援は目標の一部が未達成(例:多久市の生活保護受給者の就労者数 目標3人、実績2人)

- 平成24年度下半期においては、埼玉県及び佐賀県ともに主な目標を達成し、また、①利用者のためのサービスが強化された、②国と県で協議を重ねたことにより両者の連携が強化された、などの効果があった。ただし、それぞれの取組で一部の目標は未達成となった。
- 平成25年度は、全ての目標を達成できるよう、また、利用者サービスの更なる向上が図られるよう、県と国の一層の連携強化に取り組むことが必要。
- ハローワーク特区はスタートしたばかりの段階であり、平成25年度からの新たな取組※の実施状況も踏まえ、3年程度事業を実施して成果と課題を検証することが必要。

※埼玉県は若者・女性・中高年の支援強化(若者コーナー、女性コーナーの設置等)、佐賀県は若年者就労支援の強化等(担当者制の強化等)を実施。

国と地方自治体の雇用対策協定について

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成25年6月時点)】

北九州市(平成22年3月)	横浜市(平成23年1月)	福岡市(平成23年3月)
久留米市(平成24年3月)	北海道(平成24年12月)	宮古島市(平成25年1月)
広島市(平成25年1月)	奈良県(平成25年6月)	

北海道雇用対策協定

- 北海道と北海道労働局は、北海道の雇用失業情勢の改善を図ることを目的に、相互が連携し、それぞれの施策を一体的に実施するため、「北海道雇用対策協定」を平成24年12月4日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、北海道の「ジョブカフェ北海道」と国の「ヤングハローワーク」の一体的運営や、ものづくり産業への人材確保支援などに取り組む。



平成24年12月4日
北海道雇用対策協定 調印式

奈良県雇用対策協定

- 奈良県と奈良労働局は、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を一体的に実施する「奈良県雇用対策協定」を平成25年6月7日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、若者と県内企業のマッチングの強化、女性の就業支援の強化、県内立地企業の人材確保などに取り組む。



平成25年6月7日
奈良県雇用対策協定 締結式

6

生活困窮者自立支援法案について

- 生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定が設けられている。

生活困窮者自立支援法案

(雇用の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

2 ハローワークの求人情報の 地方自治体へのオンライン提供

平成25年6月
厚生労働省職業安定局



求人情報のオンライン提供 実施目的

背景

労働市場全体としてのマッチング機能を強化するため、国・地方の連携をさらに強化するとともに、全国ネットワークの求人情報を地方自治体に提供することにより、地方自治体が行う独自の雇用対策をさらに充実するための環境を整備していくことが必要。

新たな取組

新たな取組として、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで、職業紹介事業を行う地方自治体に対し、求人情報を提供する。

(参考)

ハローワークが受理した求人(平成24年度) 8,979,391人

(参考)

生活保護受給者等に対する就職支援については、生活困窮者自立支援法案において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定が設けられている。

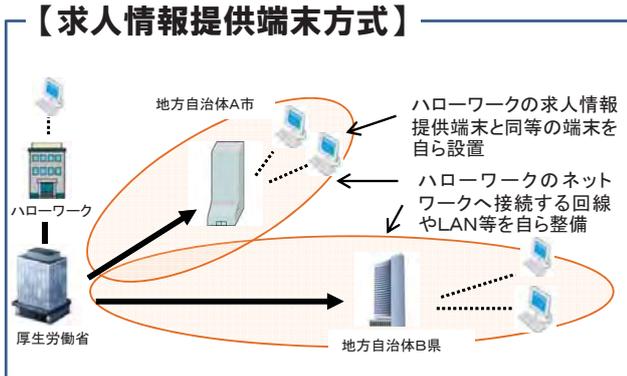
効果

地方自治体は、各地域の実情に応じて、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供が可能になり、各地域における雇用対策が一層充実。

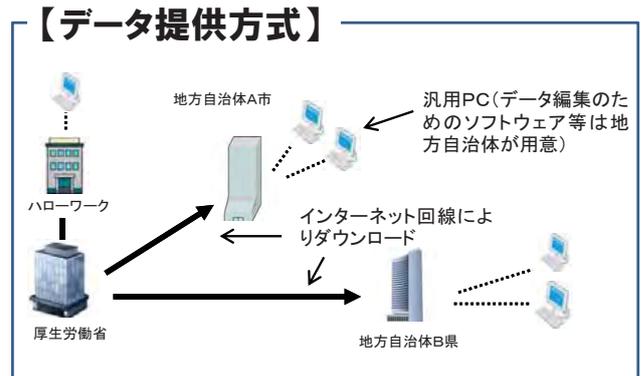
求人情報のオンライン提供 概要（案）

- 無料職業紹介を行う地方自治体(民間の職業紹介事業者に委託する場合を含む)が希望する場合に、ハローワークの求人情報をオンラインで提供(平成26年度中のできるだけ早期の開始に向け調整中)。
- 提供方法は、
 - ① 地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を設置する方法に加え、さらに地方自治体の費用負担を減らし、独自に編集等が可能となるように、
 - ② 地方自治体が加工可能な形式でデータをダウンロードできるようにする方法も検討。地方自治体の希望に応じ①と②を選択可能とする(併用も可能)。

実施方法（イメージ）



➡ **ハローワークの端末と同等の操作性**



➡ **独自のデータ編集等が可能**

求人情報のオンライン提供 実施方法の詳細①（案）

方式	求人情報提供端末方式	データ提供方式
概要	地方自治体がハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置することで、ハローワークと同様の求人情報の提供が可能となる。	ハローワークの求人情報を加工可能な形式(CSV形式)でダウンロードできるようにする。地方自治体は自らデータをダウンロードし、任意に編集した上で求人情報の提供が可能となる。
開始時期	平成26年度中のできるだけ早期に開始(具体的な開始時期は調整中)	
対象となる地方自治体	無料職業紹介を行う地方自治体(民間の職業紹介事業者に委託する場合を含む)	
提供する求人範囲	ハローワーク内で求職者に公開している全国の求人(求人事業者が提供を希望しない場合を除く)	
地方自治体の費用負担	オンラインで求人情報を受け取るために必要な機器等一式(厚生労働省指定の仕様の端末)、施設内のLAN、ハローワークのシステムに接続するための回線など(いずれも保守契約等を含む)を、自らの費用負担で業者と契約し調達・整備 【3年間・端末10台導入の場合の試算】 ○ランニングコスト 1,400万円程度 ○初期導入費用 1,100万円程度 ※ハローワークで使用しているものと同等の端末等を定価で調達した場合を想定した参考値。仕様に係る要件(現在調整中)及び地方自治体の調達方法(入札等)により変動	汎用PC、インターネット回線、データの編集等を行うためのソフトウェアなどを自らの費用負担で用意
利用の手続	最低限の利用要件・規約への同意が必要 利用手続・スケジュール等は検討中(一定の利用申請期間を設定することを想定)	
その他	○求人は随時更新 ○ハローワークのシステムの更新が平成27年度途中に予定されており、システム更新前に開始した場合は更新費用が発生(地方自治体の負担) ○システム更新前は画面表示に一定の制約 ○システム更新後(平成27年度途中)に開始する場合は、費用負担を軽減する方法を検討中	○前営業日終了時点の有効求人が提供対象 ○ハローワークのサーバーに負荷がかかるため、ダウンロード可能な時間帯の制限などがありうる

※現在検討中の案であり今後変更がありうる。
 ※国はハローワークのシステム改修に要する費用や改修後の運用に必要な経費等を負担する。

利用要件・規約

○ハローワークの求人は、求人事業主がハローワークの職業紹介を受けることを希望して提出したものであるため、求人事業主との関係に必要な最低限の利用要件・規約を設ける。また、求人情報提供端末方式の場合は、ハローワークの求人情報提供ネットワークに接続するため、最低限の保守・管理の要件・規約を設ける。

【利用要件・規約の案(主なもの、今後さらに検討)】

- 職業紹介以外の目的での利用や第三者・不特定多数の者への提供はしないこと。
- 職業紹介を行う際は、地方自治体自ら、求人事業主に労働条件を確認し、職業紹介を行うことについて求人事業主の同意を得ること。
- 地方自治体の業務により発生した苦情は全て地方自治体が処理すること。
- 求人への充足を把握した場合や求人条件に変更があることを把握した場合などは、ハローワークに連絡すること。
- ハローワークとの連絡調整に当たる連絡責任者を置くこと。
- 求人情報提供端末を設置する場合は、管理責任者を置くこと。また、システムの保守・管理を適正に行うこと。

職業安定法の適用について

○地方自治体が、ハローワークからオンライン提供された求人情報を活用して職業紹介を行う際にも、職業紹介事業者として、求職者に対する労働条件の明示など、職業安定法上の義務を負う。(ハローワークからの求人情報のオンライン提供による場合であっても、職業安定法の適用に変更はない。)

【参考：職業安定法(抄)】

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者(第三十九条に規定する募集受託者をいう。)並びに労働者供給事業者(次条において「公共職業安定所等」という。)は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

2 求人者は求人への申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

3 略

4

参考資料

- ① ハローワークとは (P. 1)
- ② 一体的実施事業の実施状況 (P. 8)
- ③ ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク浦和) (P. 23)
- ④ ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク佐賀) (P. 29)

①ハローワークとは

公共職業安定所(ハローワーク)とは？

- ハローワークは、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい**就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割**を担っている。
- また、地域の総合的雇用サービス機関として、**職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する**点がハローワークの特徴。

(参考1) ハローワークの設置数等

設置数:544所(本所:437、出張所:94所、分室:13室)

(参考2) ハローワークの人員体制(25年度予定額ベース)

職員数:11,348人 相談員数(※):17,941人

(※)相談員には、公募により基本的に民間出身の労働経験者・有資格者等を活用

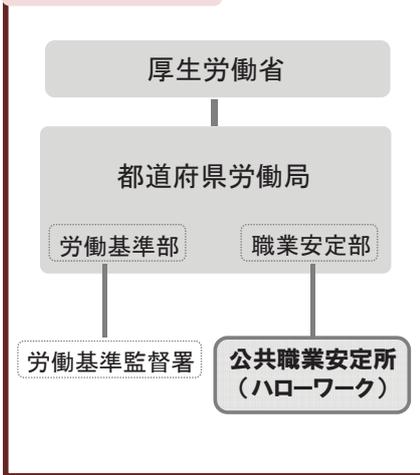
(求職活動の様子)



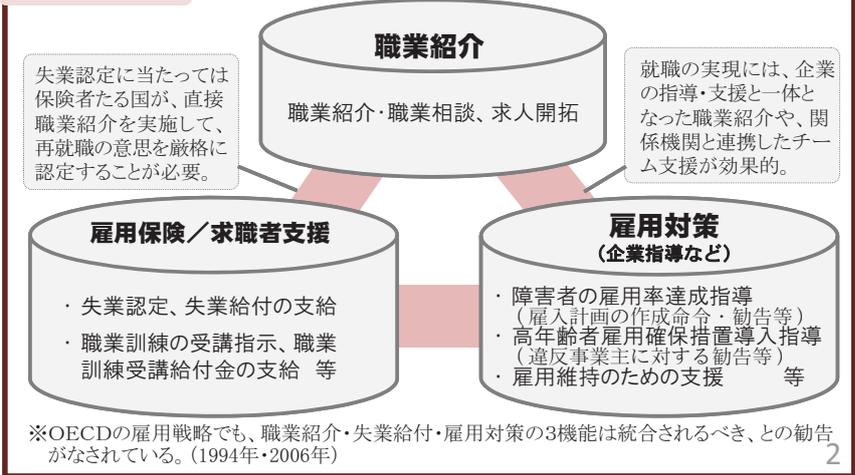
(職業相談の様子)



組織の位置づけ



主な所掌事務



ハローワークの主な取組と成果①

- ハローワークは1日約17万人が利用する国民に最も身近な行政機関の一つ。

(平成24年度の主な業務指標)

- ・ 新規求職者数(常用(パート含む)) 666.4万人
- ・ 新規求人数(常用(パート含む)) 795.3万人
- ※ハローワーク求人(フルタイム・常用)の約95%は中小企業
- ・ 就職件数(パート含む) 193.6万人
- ・ 雇用保険受給資格決定件数 183.1万件



全国ネットワークでの職業紹介による求人・求職ニーズへの対応

- 都道府県域を越えた就職・募集活動にも全国ネットワークで対応。
- ※東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成24年度実績)
- ※東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成24年実績)

雇用問題への機動的、全国斉一的な対応

- 緊急に対応すべき雇用問題に、全国ネットワークを活用し、全国一斉に機動的に対応。
- (例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークの総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)
- 全国ネットワークでの事業主指導・支援(障害者雇用等)により、本社・支店全体での取組を確保。

サービス改善・民間活用の取組

- 就職率、求人充足率等の主要指標は、全ハローワークで目標を設定、PDCAサイクルにより目標を管理。
- 利用者アンケート等により、利用者のご意見・ご要望を把握し、サービスを改善するとともに、ハローワーク職員によるサービスの自主点検・責任者による総点検を定期的実施。
- ハローワークの平日の開庁延長(231箇所)や土曜開庁(195箇所)を実施。(平成25年4月時点)
- 雇用保険受給者に対するセミナーや若年者雇用対策、長期失業者支援で民間を活用。

ハローワークの主な取組と成果②

働く希望を持つ若者・女性・障害者や生活保護受給者等の就職支援など政策課題にも積極的に対応

若者(新卒者・フリーター)

※実績は平成24年度実績(ただし、障害者の実雇用率は平成24年6月1日現在)

・新卒応援ハローワーク(57か所)を設置し、新卒者に対して、ジョブサポーターによる担当者制の支援を実施

【利用者数 のべ70.7万人、ジョブサポーターの支援による就職決定 19.4万人】

・わかものハローワーク・コーナー等を設置(214か所)、フリーターの正規雇用化を支援 【フリーター等の就職件数 30.2万人】



(新卒応援ハローワーク)

(フリーター等の就職件数
(万人))



子育て女性等

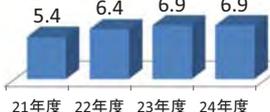
・子ども連れで来所しやすい環境のマザーズハローワーク・コーナーを設置(173か所)、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保や担当者制による支援を実施 【就職者数 6.9万人】

※担当者制支援=対象者5.7万人、就職者5.0万人、就職率86.1%



(マザーズハローワーク)

(就職者数(万人))



障害者

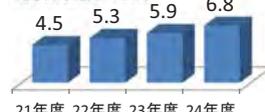
・障害特性に応じた職業紹介と雇用率未達成企業に対する厳正な指導を組み合わせて実施 【就職者数 6.8万人 実雇用率 1.69%】(過去最高)

※企業指導にあたっては、人事機能を有する本社を管轄するハローワークと就業地のハローワークの連携が重要



(ハローワークでの職業相談)

(就職者数(万人))



生活保護受給者等(地方自治体と連携した就職促進)

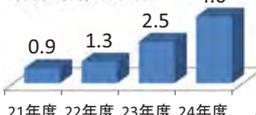
・福祉事務所と連携してチームを組み、対象者ごとに就労支援プランを作成し、自立に向けた支援を実施 【就職者数 4.0万人】

・福祉事務所内等にハローワーク窓口を設置、自治体とハローワークが一体となった支援を実施 【実施自治体数 34市区(平成25年5月末現在)】



(自治体との一体的な支援)

(就職者数(万人))



(参考①) ハローワークの地方移管の問題点

- 「職業紹介」「雇用保険(失業認定・失業給付)」「雇用対策(企業指導・支援など)」の3つの業務は、同一の組織で実施する必要がある。(現在、ハローワークが3つの業務を実施)
- また、3つの業務のいずれについても、地方に移管することは困難。

ハローワークの地方移管に関する主な問題点

①雇用保険の財政責任と運営主体の不一致

- 雇用保険業務を自治体に移管した場合、財政責任を負わずに自治体が失業認定事務を実施することになる。
→ 失業給付の濫給、国民負担の増大(保険料の引き上げ・給付カット)につながる恐れがある。

②職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる

- 求職者・求人者は、都道府県を超えて、求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなる。
→ 就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。
※ 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成24年度実績)
※ 東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成24年実績)

③全国一斉の雇用対策が講じられなくなる

- 国は都道府県に雇用対策に関する指揮命令はできない。ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。
(例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施

④ILO条約を守ることができなくなる

- ILO第88号条約を守れなくなる。
第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

※労使も地方移管には反対。労働政策審議会からも『国による全国ネットワークの体制を維持すべき』旨の意見が出されている。

(参考②) ハローワークの地方移管に対する労使の意見

- 労使ともハローワークの地方移管に反対の立場。
 - 国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化すべきと指摘。
- ※ 平成21年2月、平成22年4月の二度にわたり、この旨の意見書を労働政策審議会としてとりまとめている。

労働政策審議会の意見書

「地方分権改革に関する意見」（平成21年2月5日 舛添要一厚生労働大臣宛 労働政策審議会意見書）（抜粋）

1 ハローワークの縮小について

（前略）

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当ではなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

（中略）

一方で、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。（後略）

6

(参考③) 諸外国における職業紹介・失業保険の実施主体

- 先進主要国においても、職業紹介業務は原則として国が実施。
- また、いずれも職業紹介・失業保険の認定・失業保険の財政主体は一致。

	職業紹介業務	失業認定業務	失業保険の財政責任
イギリス	ジョブセンタープラス（国）	ジョブセンタープラス（国）	国
アメリカ	職業安定所（州）	職業安定所（州）	州
ドイツ	職業安定所（連邦）	職業安定所（連邦）	連邦
日本（現行）	ハローワーク（国）	ハローワーク（国）	国

原則として
国が実施

各国の職業紹介・失業保険の認定・失業保険の財政主体は一致

※ イギリスでは、1974年から職業紹介と失業保険の給付を切り離したものの濫給が生じ、1986年、サッチャー政権が両事業を統合（統合の初年度には受給者約3割減）。

② 一体的実施事業の実施状況

8

自治体とハローワークの「一体的実施」の例(主なもの)①

◀ 県との一体的実施の例 ▶

青森県・ハローワーク青森

「ハローワークヤングプラザ」(国)、「ジョブカフェあおもり」(県)、「あおもり若者サポートステーション」(国)の3施設を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的運営を実施し、若年者の就職支援の機能強化を図る。

(事業開始日:平成23年11月9日)

< 特色 >

若年者就職支援の関係機関を一体的に運営。総合案内窓口を設置し利便性向上

< 24年度取組状況 >

- ◆新規チーム支援対象者数=69人
(年度目標60人)
- ◆上記の就職率 =66.7%(年度目標50%)



岐阜県・ハローワーク岐阜、多治見

県と労働局・ハローワークが連携し、「ジョブステーションぎふ」「ジョブステーションたじみ」において県が行う生活・就労相談等と国が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施

(事業開始日:平成24年4月2日)

< 特色 >

利便性の高い駅近くの施設で、県の支援と国の支援をワンストップで提供

< 24年度取組状況 >

- ◆相談件数=10,941件(年度目標11,100件)
- ◆就職件数= 1,102件(年度目標 675件)



福岡県・ハローワーク福岡中央

「福岡県中高年就職支援センター」を共同で運営し、主に中高年求職者を対象として、キャリアコンサルタントによる個別支援(県)と職業相談・職業紹介を行うハローワーク(国)による一体的支援等を実施

(事業開始日:平成24年4月2日)

< 特色 >

中高年齢者を主な対象とした職業相談・紹介(出前相談会も実施)

< 24年度取組状況 >

- ◆利用者数=41,958人(年度目標40,000人)
- ◆就職者数= 1,851人(年度目標 1,600人)



沖縄県・ハローワーク那覇

県の就職・生活支援パーソナルサポートセンターに国のハローワーク機能を併設した「沖縄県求職者総合支援センター」を開設し、寄り添い型の支援を必要とする者に対する一体的支援を実施

(事業開始日:平成24年4月2日)

< 特色 >

県による寄り添い型生活支援と国による職業紹介を効果的に組合せ

< 24年度取組状況 >

- ◆相談件数=1,832件(年度目標540件)
- ◆就職件数= 185件(年度目標 60件)



自治体とハローワークの「一体的実施」の例(主なもの)②

≪ 市との一体的実施の例 ≫

川口市・ハローワーク川口

市役所の生活福祉課窓口の隣に「就労支援コーナー」を設置。市と国の職員が連携しつつ、市役所に訪れる市民に対する福祉から就労までの支援をワンストップで実現

(事業開始日：平成23年12月1日)

< 特色 >

生活保護受給者等に対し、市の福祉事務所の隣で国の相談員が職業紹介・相談を実施

< 24年度取組状況 >

◆就職者数
=317人(うち紹介就職277人)
(年度目標80人(うち紹介就職55人))



所沢市・ハローワーク所沢

市役所の福祉窓口の隣に「福祉・就労連携コーナー」を設置。市とハローワークの連携により、生活困窮者を対象とした一体的支援等をワンストップで実施

(事業開始日：平成23年9月1日)

< 特色 >

生活保護受給者等に対し、市の福祉事務所の隣で国の相談員が職業紹介・相談を実施

< 24年度取組状況 >

生活困窮者に対する支援
◆就職者数=147人(うち紹介就職109人)
(年度目標102人(うち紹介就職74人))



新潟市(県と共同)・ハローワーク新潟

区役所に、国が行う職業相談・紹介等と、県で行う職業訓練に関する情報提供の窓口(「ワークポート新潟」)を設置し、生活保護受給者等の生活困窮者などの自立に向けた就労支援を実施

(事業開始日：平成25年1月25日)

< 特色 >

市(福祉サービス)、県(職業訓練の情報提供)、国(職業相談・紹介)が一体となりワンストップで支援

< 24年度取組状況 >

◆利用者数=1,910人(年度目標 2,300人)
うち生活保護受給者582人
◆就職者数= 16人(年度目標 40人)
うち生活保護受給者11人



佐賀市・ハローワーク佐賀

市役所庁舎内に佐賀市福祉・就労支援コーナー【愛称「えびすワークさがし」】を開設し、市とハローワーク佐賀による就労支援チームが生活困窮者、障がい者等に対する一体的支援を実施

(事業開始日：平成24年8月1日)

< 特色 >

市は専任の福祉・就労支援室長を配置し、国の相談員も含めたチーム支援を実施

< 24年度取組状況 >

生活困窮者に対する支援
◆就職者数=305人(うち紹介就職261人)
(年度目標90人(うち紹介就職70人))



10

一体的実施の実施自治体数の推移

○ 一体的実施は、平成23年度途中より事業を開始。平成24年度に実施自治体数が大幅に増加。

≪平成23年度≫ 24自治体 (設置拠点数：計27箇所)



≪平成24年度≫ 80自治体 (設置拠点数：計106箇所)

平成23年度開始分

(都道府県)5道県 北海道、青森県、新潟県、広島県、長崎県

(市区町村)19市区 札幌市、さいたま市、川口市、秩父市、所沢市、志木市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、高山市、名古屋市、大府市、湖南市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、北九州市

平成24年度開始分

(都道府県)24道府県 岩手県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、沖縄県

(市区町村)32市区町 函館市、旭川市、北見市、弘前市、川越市、鴻巣市、寄居町、千葉市、杉並区、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、岐阜市、大垣市、静岡市、富士市、岡崎市、豊田市、京都市、大阪市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、岡山市、広島市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市

※ 下線を引いた自治体は、運営協議会に労使の代表が参加しているもの(H25.6.1時点)。それ以外の自治体でも、地方労働審議会(各労働局に設置)への説明等を実施。

11

全体の実績について

- 一体的実施の取組により、平成24年度中に全国で44,128人が就職。(ハローワーク窓口での職業紹介による就職)
- 一体的実施では、自治体と国で構成する運営協議会で話し合い、年度ごと事業目標を独自に設定。事業計画に定め、計画的に事業を実施する。
- 平成24年度に事業を実施した80自治体のうち、34自治体において目標を完全に達成。また、37自治体では一部の項目または一部の拠点を除いて目標達成。

一体的実施での就職実績

44,128人 が就職

※平成24年度実績(80自治体・全106拠点における実績)

目標達成状況

達成 (34団体)

一部達成 (37団体)

未達成 (9団体)

(例)川口市(平成23年12月1日事業開始)
<平成24年度>
・生活困窮者に対する支援
就職317人(目標:80人以上)
セミナー2回開催(目標:2回)

(例)総社市(平成23年7月1日事業開始)
<平成24年度>
・障害者に対する支援
支援対象者144人、就職率74.3%
(目標:支援対象150人、就職率40%)等



12

国及び地方自治体の実施する業務

- 都道府県では、特にターゲットとする支援対象者に対する就労支援を実施する自治体が多い。
 - 市区町村(基礎自治体)では、生活相談など福祉業務を実施する自治体が多い。
- ➡ 地域の実情に応じた地方自治体の業務と、国の行う職業紹介を組み合わせ、効果的な就職支援を実現

業務の内容

《国の業務》 ➡ 国は無料職業紹介を実施

※事業主支援に特化した北海道の一体的実施等を除く。

《地方自治体の業務》 ➡ 各地域の実情に応じたさまざまな支援を実施

- ① **福祉業務** :43自治体(61拠点)
例:生活保護・住宅手当受給の相談(新宿区、川口市等)、障害者支援(湖南省、総社市等)
- ② **職業紹介事業** :7自治体(10拠点)
例:自治体が民間委託により行う無料職業紹介事業(岐阜県、相模原市等)
- ③ **内職あっせん** :7自治体(8拠点)
例:在宅ワークを希望する方に対する内職あっせん(品川区、秩父市等)
- ④ **②③以外の就労支援** :59自治体(80拠点)
例:若者や女性向けカウンセリング(青森県、広島県等)、中高年齢者向け就職相談(福岡県等)
- ⑤ **事業主支援** :11自治体(12拠点)
例:特に中小企業を対象に、助成金制度等の相談(北海道等)
- ⑥ **その他** :16自治体(18拠点)
例:U・ターン支援(新潟県、長野県等)

※複数のサービスを実施する場合がありますため、重複計上している。

13

支援対象者ごとの実績について

- 自治体(施設)ごとに、支援対象者には様々なバラエティーがある。
このうち、対象を特化した取組としては、生活保護受給者等を対象としたものが最も多い。
- 就職困難性が比較的高い生活保護受給者等に対しても着実に就職実績を上げていることから、平成25年度は、生活保護受給者等を支援対象とした一体的実施を大幅に増やす予定。

主な支援対象者

- ① 生活保護受給者等 …… 27 自治体 (児童扶養手当・住宅手当受給者等を含む。)
- ② 障害者 …… 9 自治体
- ③ 子育て中の者 …… 17 自治体
- ④ 若年者 …… 20 自治体
- ⑤ 一般求職者等 …… 59 自治体 (支援対象者を特に限定しない取組を実施する場合を含む。)
- ⑥ その他(事業主など) …… 18 自治体

※複数の支援対象者を設定している場合があるため、重複計上している。

※ 生活保護受給者等に対する支援

- 生活保護受給者等に対する支援を行う取り組み : **27自治体** (就職者数:計2,202人)
- 福祉事務所内等に一体的実施の窓口を設け、自治体の生活保護に係る業務と国の職業紹介を一体的に実施。生活相談から就職支援に円滑につなぐことが可能になり、効果を上げている。

14

利用者の評価について

- 利用者アンケート調査では、満足度は非常に高く、一体的実施施設の設置についても高く評価された。
- 生活保護受給者等を対象とした取組では、自治体による福祉相談とハローワークによる職業紹介の一体的な実施が評価された。
- 更なる機能強化の意見・要望も出ており、実施自治体とも調整のうえ、可能なものは事業実施に反映する必要がある。(ただし、予算の効率的・効果的な活用には十分に留意)

アンケート調査の結果

平成24年度末に、全国の一体的実施施設でアンケート調査を実施。

※ハローワーク窓口で利用者にアンケート用紙を配布

○ **8割以上の施設で90%以上の利用者満足度**

(アンケート調査を実施した82施設のうち、68施設で90%以上の利用者満足度)

○ **ほぼ全ての一体的実施施設で90%以上の利用者が設置を評価**

(アンケート調査を実施した78施設のうち、75施設で90%以上の利用者が「施設ができてよかったか」との質問に対して「そう思う」又は「まあそう思う」との評価)

利用者の声 (主なもの)

○ 丁寧な相談を評価する声

「親切に対応してくれるのでとても満足しています。」等

次頁参照

○ 体制や利用時間のさらなる充実を求めるご意見

・ 求人検索端末を増設してほしい、窓口の相談員を増員してほしい、等
・ 休日の午前中も開庁してほしい、等

※ 生活保護受給者等を対象とした取組では、住民に身近な自治体庁舎(福祉事務所等)内で、自治体による福祉相談とハローワークによる職業紹介を一体的に実施することについて評価する意見があった。

「生活保護と就労に関するアドバイスが受けられるので、利用して良かったです。」、「母子家庭でなかなか遠くまで足をのばすことが難しいため、通いや場所にてきてありがたいです。」、「ケースワーカーや就労支援員とナビゲーターが一緒になって応援してくれたので大変心強かった」など

【参考】利用者アンケートより

- 1つ1つの質問に丁寧に対応して頂けるため、毎回不安・不満なく納得して帰る事ができ、精神面でサポートして頂けると感じ、とても心強く頼りにしております。本当にありがとうございます。【青森県】
- いままで心に抱いていた不安が一気に解消され、前向きな気持ちで就職活動ができるようになりました。これからも利用したいと思います。【青森県】



- 相談員の方が親身になって下さり、一緒に考えてくださったおかげで早期の就労が出来ました。【新潟県・新潟市】

- 母子家庭のため、限られた時間帯での就労希望がある中、就職支援ナビゲーターの応募書類作成指導、求人検索に際して的確なアドバイスのおかげで就職することができ感謝している。【中野区】

- 路上生活が長かったので自分にはもう、仕事に応募しても採用されることはなかりと諦めていた。ナビゲーターと相談を重ねるに従い、もう一度やり直しを試みようという気持ちになった。【新宿区】

- このサービスは長く続けて欲しい。【新宿区】



- 対人関係が不安で就職活動の妨げになっていたが、ジョブスポットせとうちの支援担当者からアドバイスを受けた結果、仕事が見つかり再就職できて嬉しかった。頑張って働きたい。【瀬戸内市】

- いつも親身に相談にのっていただき本当にありがたいと思っています。帰るときに元気と勇気をもらえます。【福岡県】

- 就職活動に不安があったので、話を聞いていただけで、相談できるこのような場があり心強いです。【北九州市】

16

実施自治体の長の評価について

- 実施自治体の長からも、一体的実施を評価するコメントが多数出ている。

コメントの例（内閣府HPより抜粋）

- 厳しい雇用情勢が続く本県においては、ハローワークの全国ネットワークを活かしながら、国と県とが互いに協力して、雇用対策を進めていくことが大変重要であると考えています。
一体的運営のメリットを最大限に活かし、本県の未来を担う若者が、一人でも多く就職できるよう、今後とも全力で取り組んでいきたいと考えています。（青森県知事）
- 就労支援センターには、開設から1月末まで延べ1,855人の方が足を運ばれ、延べ283人の方が就労準備相談を利用されました。国が運営するハローワークと、区の就労支援窓口が同じフロアに設置されたことで、就労準備相談と職業相談・職業紹介のサービスを1カ所で受けることが可能となり、ワンストップ型の就労支援が実現しています。（杉並区長）
- 開所後は、多くの求職者の方々が相談に訪れ、利用頂いた方からも非常に高い評価をいただいております。今後益々高まる市民ニーズに応えていくために、市とハローワークの連携効果を最大限に活かして、利用者サービスの向上に全力で取り組んでいきたいと考えております。（綾瀬市長）
- 何よりも大切なことは、国と自治体が府民の皆様のために互いに力を合わせて、より良いサービスを提供していくことであり、今後とも、利用者起点を基本とし、一体的運営のメリットを最大限に活かし、府民の皆様が安心・安定して生活・就業できるご支援を行えるよう、進化を続けていきたいと考えています。（京都府知事）
- 本施設の開設により、福祉と就労の一体的な支援が可能となるだけでなく、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者等に対し、相談時からの早期の就労支援を行うことで、効果的な自立支援ができるものと期待しております。（岡山市長）
- 市と国が直接連携・協力することにより、福祉サービスの提供だけではない、社会的自立、経済的自立のための新しい雇用福祉サービスの提供という、新たな地方自治体の支援のあり方を模索していきたいと考えております。（佐賀市長）

17

実施自治体の評価について

- 一体的実施により、国が行う雇用対策と自治体が行う各種対策の一体的な運営が着実に進展しており、実施自治体も一体的実施を高く評価している。
- 多くの実施自治体からは、一体的実施の継続を求められている。

運営協議会等での実施自治体の評価の例

- 生活相談及び福祉サービス等の窓口がある市役所内において、求職活動ができるしごと相談コーナーは極めて重要であり、時限的な取組ではなく継続して実施したい。【函館市】
- 一体的運営のおかげで、せまい意味での施設の一体的運営だけでなく、広く協力関係が労働局と県との間に築かれてきており、これがかなりいい効果だと思っている。【青森県】
- 福祉事務所の就労支援員とハローワークの職業相談員との距離が縮まり、顔の見える関係で共同して就労支援ができるようになり、ハローワークとの連携が深まった。【さいたま市】
- 「ジョブプラザちちぶ 国・市の一体的実施事業」は、市民満足度調査においても、雇用の促進に係る要望が第1位であるため、秩父市の政策に沿った事業であると認識しており、時限的な取り組みではなく、継続して実施していきたい。【秩父市】
- 「新宿就職サポートナビ」は順調に実績を重ねており、利用者の有効な就労支援策として欠かせぬものとなっている。就労意欲の低下がみられる対象者に対し、ケースワーカーと就職支援ナビゲーターが協力し、粘り強く励ましあいながら個別相談を継続する中で次第に就労意欲が出てきたケースもあった。
 - ①福祉事務所とハローワークが同じ敷地内にあることで、生活保護受給者等の就労意欲が高い時に、すぐ職業紹介につながることができる。
 - ②福祉事務所とハローワーク双方の担当者同士の連絡が容易に取れるため、生活保護受給者等に対し、よりの確な就労支援が可能となっている。
 - ③「新宿就職サポートナビ」は、完全予約制をとっているため、利用者は落ち着いて相談ができ、また待ち時間なく相談できることは、業務の効率化につながっている。【新宿区】
- 市内には鉄道駅がなく、大和所までのアクセスが大変不便であったが、「ジョブスポットあやせ」(一体的実施事業の施設の名称)ができたことにより、求人情報の検索や職業相談を容易にでき、市民の利便性が図られた。一体的実施事業は効果のある取組なので、時限的な取組ではなく継続して実施したい。多くの求職者が相談に訪れ、利用者からも非常に高い評価をいただいている。市とハローワークの連携効果を最大限に活かして、利用者サービスの向上に全力で取り組んでいきたい。【綾瀬市】

18

運営協議会等での実施自治体の評価の例(続き)

- これまで市の庁舎とハローワークの異なる場所で実施していた市と国の支援を同一の施設で実施することで、効果的・効率的な支援が可能となり、利用者の利便性も向上した。一体的実施事業は効果のある取組なので、時限的な取組ではなく継続して実施したい。【新潟市】
- 同じ区役所内で支援員・ケースワーカーと一体になって、求職者へのよりきめの細かい支援プログラムが作成でき、よりその人に寄り添った支援・応援ができる。さらに即その場・その時・タイムリーな打ち合わせができ、決断が早いので求職者に喜ばれている。一体的実施事業は効果のある取組なので、時限的な取組ではなく継続して実施したい。【名古屋市】
- 「チャンスワークこなん」が開設され、障害者や福祉施策を受けている人を対象に求人情報の提供や職業相談及び職業紹介が、ワンストップでサービスが受けられ、利用者の利便性も向上した。一体的実施事業は効果のある取組なので、3年度で終了するのではなく継続の事業とならないものか。【湖南市】
- ハローワークによる職業紹介によりこれまでハローワークを利用するのが不便だった者が利用しやすくなり、就職もしやすくなった。福祉支援と就労支援双方のサービスを一元的に、きめ細かく提供することが可能になり、被支援者の利便性も向上した。【京都市】
- 今後も、子育て世代への支援は中心に行っていくが、その中で、若年者への就労支援も視野に入れていき、自治体と国が西宮市の活性化がより図れるよう、連携を強めていきたい。市民への雇用対策、就労支援にあたり、国と連携し推進することができ、当該事業は西宮市にとって良いものであると同時に評価している。【西宮市】
- 自治体と国との連携により、川西市の就労に大きな役割を果たし、無くてはならない施設と認識している。今後も継続した事業の展開を望んでいる。【川西市】
- これまで市庁舎とハローワーク庁舎の異なる場所で実施していた市と国の支援を同一の施設で実施することとなったことから、効果的・効率的な支援が可能となり、利用者の利便性も向上した。一体的実施事業は実効性のある取組みなので、時限的な事業ではなく、今後とも継続して実施したい。【岡山市】
- ジョブスポットせとうちを開設することにより、生活保護受給者等の自立支援が効果的になされ生活保護廃止に効果があった。一体的実施事業はとりわけ生活保護受給者等にとって効果のある取組であるから時限的な取り組みではなく継続して実施したい。【瀬戸内市】
- 一体的実施事業は効果のある取組なので、時限的な取組ではなく、一層の連携強化を図りながら、利用者数・就職者数の目標達成に向け継続して実施したい。【広島県】
- これまで市の庁舎とハローワークの異なる場所で実施していた市と国の支援を同一の施設で実施することで、効果的・効率的な支援が可能となり、利用者の利便性も向上し、大きな成果を上げることができた。一体的実施事業は効果のある取組みであり、市としても組織変更を行ったところであり、時限的な取り組みではなく、継続的に実施していただきたい。【佐賀市】
- 一体的実施事業(離島半島の巡回相談)は効果のある取組であり、県独自で行っていた時よりも、飛躍的に利用者も増え、地元の方からの感謝の声も届いている。【長崎県】
- 一体的実施事業は効果のある取組なので、時限的な取組ではなく継続して実施したい。【沖縄県】

19

運営協議会等における労使の評価について

- 地域の労使等からも、一体的実施を高く評価する意見が多数出ている。

一体的実施を評価する意見

- 一体的実施については国と県が一緒になって頑張ってもらっていると考えているし、今後もしっかり継続して行ってほしい。【青森県、労働者代表】
- 一体的運営になってから国と県が連携をとってうまく進んでいると認識している。【青森県、使用者代表】
- 生活保護ボーダー層を支援対象者として強化をしていくということは、本当に必要なことだと思う。今、実際に実施をしている7市1町の何人かの首長さんにも話を伺ってみても、非常に高い評価との話を聞いている。【川口市など埼玉県内の取組、労働者代表】
- これまで自治体の庁舎とハローワークの異なる場所で実施していた自治体と国の支援を同一の施設で実施することで、効果的・効率的な支援が可能となり、利用者の利便性も向上した。【寄居町、労働者代表】
- 国と自治体が一体となって実施する取組は重要であり評価できる。【千葉市、使用者代表及び労働者代表】
- 視察に行った際、事業が成功しているという印象を受けた。区的生活保護受給者への支援を一体的に同じ場所で行うことは良いことだと思うので是非進めていただきたい。また、こちらからも他の区に対し、この事業について検討をお願いしたいと考えている。【新宿区、労働者代表】
- 行政(国と県)の壁を破った事業・取組で大いに評価したい。【鳥取県、労働者代表】
- 市とハローワークの連携がここまで進んでいる例は珍しい。市と国の一体的実施は様々な面から効果的であるとの印象を得た。【総社市、公益代表】
- 生活から就職までワンストップで行うことが出来、利用者にもメリットがある。取組として良い。25年度も続けるべきである。【愛媛県、使用者代表及び労働者代表】

その他の意見

- 「雇用」は国の責任で行うべきものであり、移管するような状況にない。ハローワークの窓口は真剣に対応できている。地方移管した場合、異動もあり職員の専門知識が薄れていくことを心配する。【岡山市、使用者代表】
- 心配しているのは、ハローワークは大変混雑していて、対応に窮している部分もあると感じていますので、そうしたところすべての自治体対象となるとマンパワー的にどうなのかなと、うまく回っていくのだろうかとちょっと懸念される。【名古屋市、労働者代表】
- 一体的実施は画期的なものであるが、ハローワークの在り方＝分散化は大きな問題。【岡山市、公益代表】

20

今後の業務の見直しについて

- 運営協議会では、現場担当者レベルの連携強化の必要性等が多く指摘されている。
- 一部の取組では、国と自治体が求職者情報を共有し、求職者の状況に応じて最適な支援を行っており、求職者情報の共有が有効であるとの指摘があった。
- こうした点について、今後の業務運営に反映させていくことが必要。

今後の業務の見直し(運営協議会等での決定)

- 24年度は、一体的実施施設における自治体と国の職員の間での意思疎通が十分ではなかったことを踏まえ、25年度からは自治体と国の職員での打合せを定期的に行うこととした。24年度に実施した就職セミナーの参加希望者が定員を超えていたため、25年度の就職セミナーは定員を増やして実施することとした。【寄居町】
- 生活保護受給前の相談者、いわゆるボーダー層の状況をハローワークの就職支援ナビゲーターと中野区の就労支援員とが定期的な情報交換することで、支援対象者数に反映させる取組を行うこととした。【中野区】
- 静岡市とハローワークとの連携を深めるため、互いの業務について職員研修を行うこととした。実務レベルで組織するワーキンググループでの検討会を定期的に行うこととした。【静岡市】
- 25年度はより多くの求職者に利用していただけるよう、名古屋市内の職業安定所で行う雇用保険受給者説明会で、一体的実施施設を紹介することとした。【名古屋市】
- 24年度は一体的実施施設における市と国の職員の間で細かな意思疎通が不十分であった点を反省し、25年度からは打ち合わせの回数を増やし定期的に行う。また、幹部職員だけでなく、25年度はケースワーカーや就労支援ナビゲーター等も事業実施協議会に参加し、担当者レベルでの連携を強化する。【瀬戸内市】

個人情報の共有について(運営協議会等での指摘)

- 求職者の情報を共有することにより、求職者の希望や職業相談以外の内容等に合わせ、3施設(ジョブカフェ、サポステ、ハローワーク)のそれぞれの強みを活かしたきめ細かな支援を利用者に提供することができた。【青森県】
- 利用者の就職活動(国の職業紹介や事業所での面接)の状況にあわせて、市が必要な福祉支援を利用者に提供することができた。【志木市】
- 支援対象者の相談・就職活動状況等の情報を共有することで、自治体においても支援対象者の就労意欲、阻害要因などの問題を把握することが可能となるため、ケースワーカーや就労支援員と連携した就労意欲喚起が可能となった。【新宿区】
- 市と国で支援対象者の就職活動状況を情報共有することにより、就職意欲が低調な者に対しては就職意欲の喚起を行い、また、就職が決定した者に対しては職場定着の支援を行うなど、必要な支援を提供することができた。【江津市】

平成24年度事業の評価・今後の方向性

24
年度
評価

- 一体的実施事業は、多くの取組で目標をほぼ達成しており、また、利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地域で必要な事業として機能している。
- 一体的実施事業の成果が上がっている具体的な要因としては、以下のようなものが考えられる。
 - ① ワンストップで国と自治体のサービスが提供されることにより、利用者の利便性が向上すること。国・自治体にとっても単独では実施できないサービスを利用者に提供できること。
 - ② 国と自治体の職員間の連携の強化が図られ、求職者に対する一貫した支援が可能となっていること。
 - ③ ハローワークの全国ネットワークを活用するとともに、ハローワークが行う求人開拓や事業主指導と一体となった職業紹介が実施されることにより、利用者の就職に結びついていること。

今後
の
方向
性

拠点における連携の強化

- 一層の成果を上げるために、現場レベルでの連携を一層強化し、組織の垣根を越えた一体的な業務運営をさらに進めていく必要がある。
また、多くの利用者が要望する求人検索端末の増設等は、各事業の実績等を踏まえ、予算の範囲内で対応していく。

求職者情報の共有化

- 一体的実施事業のメリットを最大限活かした支援の実施のためには、求職者情報の共有なども効果的である。
このため、個人情報保護に留意しつつ、全国的に拡大していく。

生活困窮者向け支援の拡充

- 生活保護受給者等を対象とした一体的実施事業を行っている自治体からは、事業未実施の福祉事務所へのハローワーク窓口設置を強く要望されている。
このため、生活保護受給者等が多い福祉事務所を中心に平成25年度中に100カ所のハローワーク窓口設置を目指す。

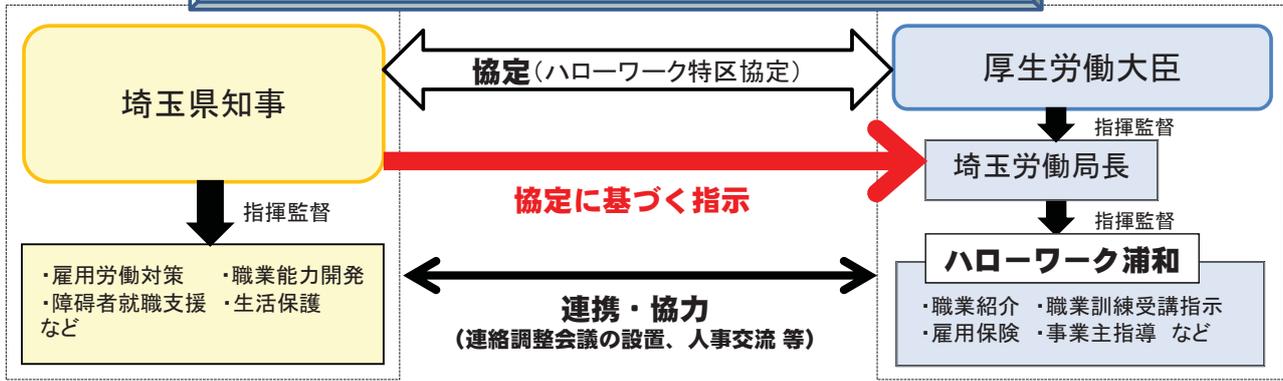
22

③ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク浦和)

23

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区(平成24年度)

平成24年10月29日事業開始



協定の主な内容 (平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業者向け支援の強化
 - ・ 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化
- 埼玉県知事は、特区における事項に関し、埼玉労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

<ハローワーク浦和・就業支援サテライトの新設>

- ・ 武蔵浦和駅前の県有施設(ラムザタワー)に、相談から職業紹介までワンストップで支援する施設を新設し、以下のコーナーを設置。
- | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|
| ①ハローワークコーナー
:求職者に対する職業相談・職業紹介を実施 | ②マザーズコーナー
:子育て中の方向けの職業相談・紹介 | ③中高年コーナー
:40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介 | ④生活・住宅総合相談コーナー
:職と住まいを失った方などが対象 | ⑤福祉人材就職コーナー
:介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介 |
|-------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|
- ・ ④のコーナーにおいて、さいたま市との連携の下、生活・住宅総合相談を実施。
 - ・ 本人の同意を得た利用者情報について各窓口で共有し、より効果的な支援を実施。
- ※①と③～⑤は相互に連携

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区について(平成24年度の取組)

○ 利用者である地域住民の利便性を向上させるため、アクセスの良い駅前の県有施設に、相談から紹介までワンストップで支援する「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を新設。 ※10月26日に事業計画を決定

<<事業計画・具体的な取組>>

対象期間 平成24年10月29日～平成25年3月31日

ハローワークコーナー(国)

中高年コーナー、生活・住宅総合相談コーナー及び福祉人材就職コーナーと連携し、求職者に対する職業相談及び 職業紹介を実施。求職者の状況に応じ就職支援計画の策定や予約担当者制による個別継続的な支援等も実施。

マザーズコーナー(国)

子育てをしながら求職活動を行う者に対して、その状況に配慮しつつ職業相談及び職業紹介を実施。求職者の状況に応じ就職支援計画の策定や予約担当者制による個別継続的な支援等も実施。
※キッズスペースや授乳室などを整備。

中高年コーナー(県が民間委託)

民間事業者の有する豊富なノウハウ等を活用し、40歳以上の中高年の求職者を対象に、キャリアカウンセリング、就職支援セミナー、職業紹介等のサービスを実施。(さいたま市内から移転)

生活・住宅総合相談コーナー(県・さいたま市)

職と住まいをともに失った求職者等の求職中の生活を維持するための様々な相談に対応するため、県とさいたま市との連携の下に総合相談サービスを実施。

福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)

介護など福祉に関する仕事を希望する求職者に対し、福祉施設等の求人の紹介、あっせん、職業相談等を実施。

<<目標・実績>>

対象期間 平成24年10月29日～平成25年3月31日

- 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」全体の利用者数等の目標を設定。
- 利用者数及び利用者満足度は目標を達成したが、紹介就職件数及び就職率は未達成。
 - 新規開設であり、求職申込から就職までに期間を要すること、特にマザーズコーナーは、利用者にサービス内容が周知されるのに時間がかかったため

【目標ごとの達成状況】

①利用者数	【目標】 8,000人	【実績】 10,349人
②新規求職者数	【目標】 1,700人	【実績】 3,591人
③就職者数	【目標】 400人	【実績】 312人
※ハローワークコーナー・マザーズコーナーの実績向上により、1月以降は就職者数が大幅に増加。 12月 42人(うちハローワークコーナー及びマザーズコーナー19人) 1月 48人(同30人) 2月 76人(同60人) 3月 107人(同89人)		
④就職率	【目標】 23.0%	【実績】 19.2%
⑤利用者アンケートにおける満足度	【目標】 85%以上	【実績】 95.9%

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区実施状況(まとめ)

- 平成24年10月からハローワーク特区を開始。24年度下半期においては、以下のような成果と課題があった。
 - ① 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」が設置され、利用者のためのサービス強化が図られた。
 - ② 事業実施に当たって、国と県で協議を重ねたことにより、両者の連携が強化された。
 - ③ 事業目標はほぼ達成された。
 - ④ 一方で、周知不足等により開所当初の利用状況が低調であったため、就職者数など一部の目標が達成できなかった。なお、25年1月以降は順調に推移している。
- 地域の労使からは、「利用者目線でどのように連携をすれば一番よいシステムができるのかという視点に立って取り組んでほしい」（平成24年7月埼玉地方労働審議会、労働者代表委員）、「地域事業所との連携が不可欠であることから、事業主団体の意見を反映頂きたい」（平成24年6月14日埼玉県雇用対策協議会より上田埼玉県知事あて要望書）との意見があった。
- 平成24年度の実施状況を踏まえ、国(埼玉労働局)と県で協議・検討し、平成25年度においては、以下のような取組を進めることとした。
 - 【ハローワーク浦和・就業支援サテライト】

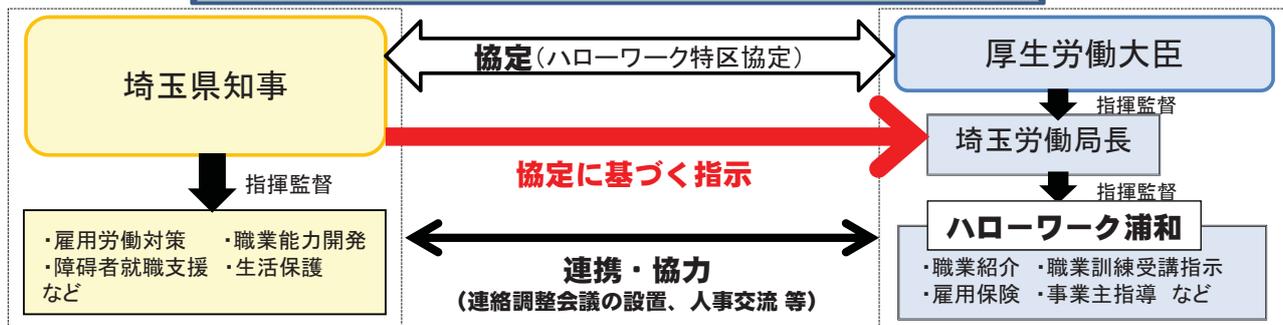
職業相談・職業紹介は基本的にハローワークにおいて実施することとし、県の委託事業はカウンセリング等に特化するとともに、新たに若者及び女性に対する支援窓口を開設
 - 【障害者支援】

国・県の情報共有や県内事業所への一体的な働きかけなど障害者就職支援の強化
- 平成25年度は、全ての目標を達成できるよう、また、利用者サービスの更なる向上が図られるよう、県との一層の連携強化に取り組むことが必要。
- ハローワーク特区はスタートしたばかりの段階であり、平成25年度からの新たな取組の実施状況も踏まえ、3年程度事業を実施して成果と課題を検証することが必要。

26

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区(平成25年度)

平成24年10月29日事業開始



協定の主な内容

(平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県内の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業者向け支援の強化
 - ・ 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化
- 埼玉県知事は、特区における事項に関し、埼玉労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

<ハローワーク浦和・就業支援サテライトでの支援>

- ・ 平成24年10月に開設したハローワーク浦和・就業支援サテライトのサービスを拡充し、若者・女性・中高年の就労支援を強化

<職業相談・紹介>

- ①ハローワークコーナー
- ②マザーズコーナー
- ③新卒コーナー

<対象者ごと支援メニューの提供> ※下線部新規(H25.5.27~)

④若者コーナー
:40歳未満の方、及び
正社員経験の少ない44歳以下の方

⑤女性コーナー
:職探しに不安のある
女性

⑥中高年コーナー
:40歳以上の
求職者の方

⑦生活・住宅総合相談コーナー:職と住まいを失った方などが対象
※さいたま市と連携

⑧福祉人材就職コーナー
:介護など福祉に関する
仕事を希望する方向向けの
職業相談・独自求人
紹介

- ・ 本人の同意を得た利用者情報について各窓口で共有し、より効果的な支援を実施。 ※①~⑧の各コーナーは相互に連携
- ・ その他、障害者就職支援に関する県と労働局の情報共有や、障害者雇用の拡大のための県内事業所への一体的な働きかけを推進。

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区について(平成25年度の新たな取組)

- 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」に、新たに若者及び女性に対する支援窓口を開設(5/27)。
- 国と県の連携による障害者就職支援の強化に取り組む。

《事業計画・具体的な取組》

- 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」において、ハローワークコーナーの窓口を拡充するとともに、新たな支援窓口を設置

新卒コーナー(国)

若者コーナーと連携し、大学等の学生(卒業後3年以内既卒者を含む。)の方に対し、就職相談、職業紹介、各種求職活動支援などを通して、一貫した継続的な個別支援を実施。

若者コーナー(県)

40歳未満及び正社員経験の少ない44歳以下の求職者に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援事業を実施し、ハローワークコーナーやマザーズコーナーの職業紹介に円滑につなげるにより、早期就職や正規雇用化を支援する。

女性コーナー(県)

働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランク等に不安を感じている女性に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援事業を実施し、ハローワークコーナーやマザーズコーナーの職業紹介に円滑につなげるにより早期の就職を支援する。

※中高年コーナーは、キャリアカウンセリング等の就職支援事業に特化。
(職業紹介希望者はハローワークコーナーなどに誘導。)

- 障害者就職支援に関する国・県の情報共有を進めるとともに、県内事業所への一体的な働きかけなど連携した取組を実施。

《目標・実績》

- 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」全体の利用者数等の目標を設定。

①利用者数

【目標】 41,000人

②新規求職申込者数

【目標】 5,000人

③就職者数

【目標】 1,200人

④就職率

【目標】 24%

⑤利用者アンケートにおける満足度

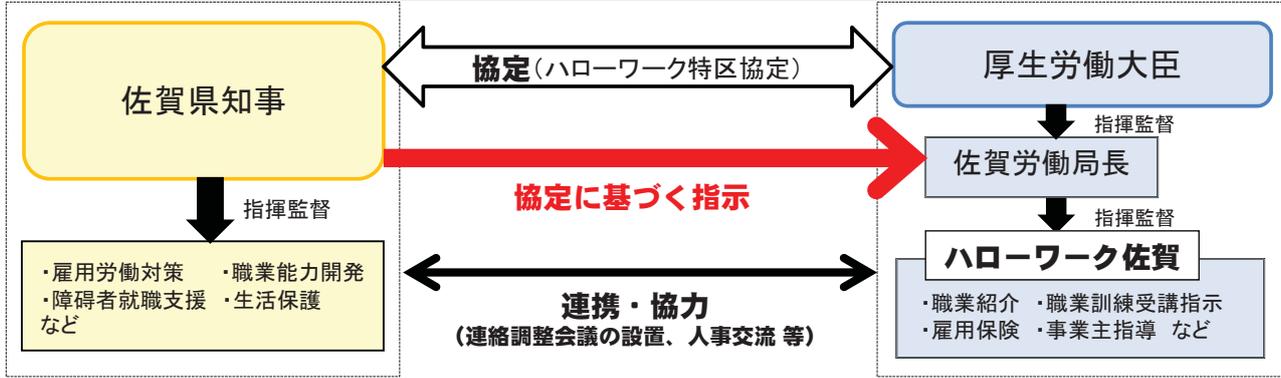
【目標】 90%以上

28

④ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク佐賀)

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区(平成24年度)

平成24年10月1日事業開始



協定の主な内容

(平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ ジョブカフェとヤングハローワークの一体的運営等による若年者就労支援の強化
 - ・ 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化
 - ・ ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労への支援の強化
- 佐賀県知事は、特区における事項に関し、佐賀労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

<若年者就労支援>

- ・ ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの一体的運営のための施設整備
- ・ 開庁日及び開庁時間の統一 (月～土開庁(午前8時半～午後5時))
- ・ 受付から職業紹介まで切れ目のない支援の実施
- ・ 就職困難者等のチーム支援の実施 (さが若者サポートステーションも参画)
- ・ 中学、高校、大学等への支援

<障害者就労支援>

- ・ ハローワークと就労移行支援事業所等によるチーム支援に県が参加し、一般就労への移行支援を強化
- ・ ハローワークに求職者情報や、事業所訪問情報を共有し、効果的・効率的な事業所訪問を実施

<管内の市との連携>

- ・ 多久市、小城市、神崎市と連携し、生活保護受給者への就労支援を強化
- ・ ハローワークの就労支援ナビゲーターが定期的に3市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

30

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区について(平成24年度の取組概要)

※9月28日に事業計画を決定

若年者就労支援

ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等により、若年者の就労支援を強化

<事業計画>

- 一体的運営のための施設整備
- 開庁日・開庁時間の統一
- 受付から職業紹介まで切れ目のない就職支援の実施
- 就職困難者等のチーム支援の実施 (さが若者サポートステーションも参画)
- 中学、高校、大学等への支援

<具体的取組>

- 愛称を「ユメタネ」に決定
- ユメタネ内のレイアウトを見直し
- ヤングハローワークを土曜日にも開庁
- 「総合受付」開設、利用者情報を共有
- 各種様式の統一
- チーム支援を開始
- 巡回相談等を実施

<目標・実績>

- 利用者数
目標 6,700人 実績 7,468人
- 正社員就職者数
目標 500人 実績 646人
- チーム支援人数・うち就職人数
目標 60人 うち就職 12人
実績 60人 うち就職 24人
- 施設利用満足度
目標 70% 実績 75%

障害者就労支援

障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等により、障害者の就労支援を強化

<事業計画>

- ハローワークと就労移行支援事業所等によるチーム支援に県が参加
- 求職者情報や事業所訪問情報を共有

<具体的取組>

- チーム支援に県が参加
- 情報共有を開始

<目標・実績>

- 就労移行支援事業所利用者の一般就労への移行
目標 8人 実績 8人

福祉から就労支援

ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を強化

<事業計画>

- ハローワークの就職支援ナビゲーターが、定期的に多久市、小城市、神崎市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

<具体的取組>

- ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターによる巡回相談を開始

<目標・実績>

- 生活保護受給者の就労者数
目標 多久市3人 小城市3人 神崎市2人
実績 多久市2人 小城市2人 神崎市2人

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(若年者)

- 若年者就労支援は、下半期目標を達成。
- 「ユメタネ」の周知が進んだことや利用者視点でのサービス強化が図られたことが大きな要因。
(ただし、ヤングハローワークの利用者は、特区開始前の時点で既に大幅に増加。)

《事業計画・具体的な取組》

一体的運営のための施設整備

- ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGA、さが若者サポートステーションの統一愛称を「ユメタネ」に決定
- ユメタネ内のレイアウトを変更

開庁日・開庁時間の統一

- ヤングハローワークSAGAを土曜日も開庁

受付から職業紹介まで切れ目のない就職支援の実施

- 「総合受付」開設
- 利用者の同意を得ての情報共有を開始
- 利用申込書及び利用票の様式統一

就職困難者等のチーム支援の実施

- さが若者ステーションも参画し、チーム支援を開始

中学、高校、大学等への支援

- ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの連携による巡回相談、セミナー等を実施

《目標・実績》

①ジョブカフェ・ヤングハローワークの利用者数

【下半期目標】 6,700人 (前年同期6,265人)
【実績】 7,468人 (前年同期比19.2%増)

②利用者のうち正社員就職者

【下半期目標】 500人 (前年同期473人)
【実績】 646人 (前年同期比36.6%増)
※ 就職経路を問わない就職者数

③チーム支援の実施人数・うち就職人数

【下半期目標】 60人 うち就職 12人
【実績】 60人 うち就職 24人

④利用者アンケートによる施設利用満足度

【下半期目標】 70% (前年同期61%)
【実績】 75%

※目標期間 平成24年10月～平成25年3月

《参考》

- ヤングハローワークの新規求職者数は、平成22年度よりジョブサポーターの抜本増員や学校等との連携強化などに取り組んできたことにより、ハローワーク特区開始前の時点で既に大幅に増加。
【新規求職者数】 平成24年8月 169人(前年同期比21.6%増) 9月 209人(前年同期比37.5%増)
- チーム支援は、ハローワーク特区以前から実施している事例あり(青森県と青森労働局の一体的実施など)
【青森の年度目標】 チーム支援対象者の就職率 50% 【青森の平成24年度実績】 対象者69人のうち46人が就職(就職率66.7%)
- 北海道では、平成24年12月に知事と労働局長が雇用対策協定を締結、ジョブカフェとハローワークの一体的業務実施等を推進。
利用者情報の共有・受付の共通化、求人情報の共有化、応援メニューの共同提供などを実施。

32

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(障害者)

- 障害者の就労支援は、下半期目標を達成。
- チーム支援に障害者福祉を担う県が参加し、県とハローワークで事業所訪問情報の共有や事業所の同行訪問等を行うことで、福祉施設利用者への一般就労に向けた支援が大幅に強化された。

《事業計画・具体的な取組》

ハローワークと就労移行支援事業所等による チーム支援に県が参加

- 就労移行支援事業所の利用者に対する就職に向けたチーム支援に県が参加

求職者情報や事業所訪問情報を共有

- ハローワーク佐賀の求職者情報、ハローワーク佐賀の法定雇用率未達成事業所訪問記録、県による事業所訪問記録等の共有を開始、事業所の同行訪問を開始

《目標・実績》

チーム支援による一般就労への移行者数

【下半期目標】 8人 (前年同期4人)
【実績】 8人

《支援事例》

【支援対象者】
発達障害・重度知的障害の男性。作業内容の理解が難しく、就業意欲はあるものの、なかなか就職できなかった。
【支援内容】
ハローワーク、県、就労移行支援事業所などがチームを組み、ケース会議を開催。情報を共有し企業訪問等を共同で実施。各機関の支援メニュー(職場実習、委託訓練、雇用助成金など)を組み合わせ、常用就職に結びつけた。

《参考》

- 障害者に対するチーム支援は、ハローワーク特区開始前から実施(主な連携先:佐賀障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター)
【ハローワーク佐賀が行ったチーム支援全体の一般就労移行者数(平成24年度)】
年度計 104人(就労移行支援事業所利用者含む計)
- チーム支援だけではなく、ハローワーク佐賀の障害者就職者数は前年度よりも大幅に増加
【障害者就職者数(平成24年度)】
年度計 253人 (平成23年度236人)
- 佐賀労働局全体として障害者の就職者数は大幅に増加
【障害者就職者数(平成24年度)】
年度計 688人 (平成23年度 565人) 特に精神障害者の就職が大きく伸びた(平成24年度228件(平成23年度153件))

33

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(福祉から就労支援)

- 小城市、多久市、神崎市へのハローワーク佐賀の巡回相談は一部の市において目標を達成できなかった。
- 3市における生活保護受給世帯のうち就労可能性のある世帯数が少なかったこと及び支援対象者を生活保護受給者に限定したことが主な要因。(平成25年度からは対象を申請段階の者まで拡大。)
- 国と県と市による連携体制が構築され、生活困窮者の就労支援を一体となって実施する機運が醸成された。

《事業計画・具体的な取組》

ハローワークの就職支援ナビゲーターが、定期的に多久市、小城市、神崎市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

- 多久市、小城市及び神崎市において、ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターによる巡回相談を週1回開始

《目標・実績》

生活保護受給者の就職者数

多久市	【目標】 3人(前年同期3人)	【実績】 2人
小城市	【目標】 3人(前年同期0人)	【実績】 2人
神崎市	【目標】 2人(前年同期1人)	【実績】 2人

《参考》

- 佐賀市や鳥栖市には、ハローワーク特区とは別の取組として、特区開始以前から、福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置。

《佐賀市(平成24年8月開始)》



市役所庁舎内に佐賀市福祉・就労支援コーナー【愛称「えびすワークさがし」】を開設し、市とハローワーク佐賀による生活困窮者、障がい者等に対する一体的支援を実施

(平成24年度目標) 就職者 90人以上
(実績) 就職者 305人

《鳥栖市(平成24年8月開始)》



市役所東別館内に「ジョブナビ鳥栖」を開設し、市とハローワークによる生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する一体的支援等を効果的・効率的に実施

(平成24年度目標)
就職者(生活保護受給者) 11人
(実績)
就職者(生活保護受給者) 18人

- 平成25年度には、福祉事務所へのハローワークによる巡回相談やハローワーク窓口設置などによる生活困窮者への就労支援の抜本的強化を全国で進めている。

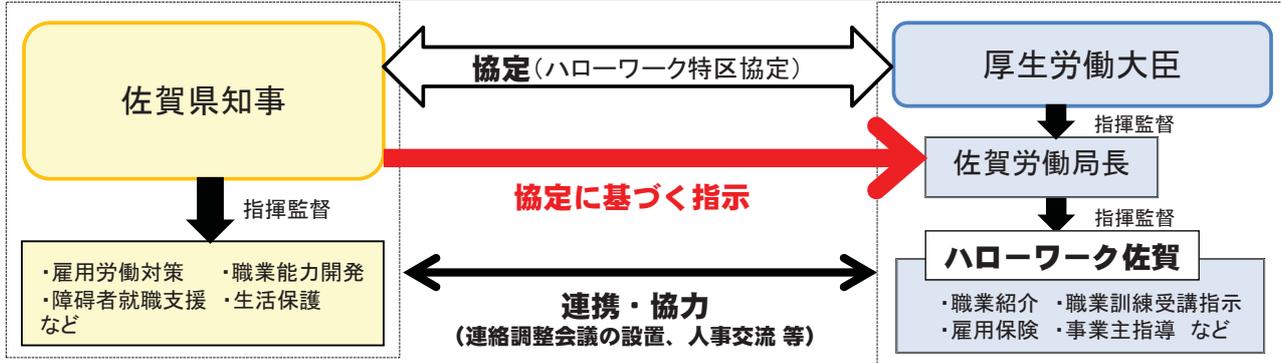
34

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(まとめ)

- 平成24年10月からハローワーク特区を開始。24年度下半期においては、以下のような成果と課題があった。
 - ① 「ユメタネ」の一体的業務運営が進むなど、利用者のためのサービス強化が図られた。
 - ② 利用者のためのサービス向上について、国と県で協議を重ねたことにより、両者の連携が強化された。
 - ③ 主な事業目標は概ね達成された。ただし、福祉から就労支援については、目標の一部を達成できなかった。
- 地域の労使からは、「ハローワーク特区では、行政から目線ではなく、利用者目線で運営してもらいたい。」(平成24年11月28日平成24年度第2回佐賀地方労働審議会、労働者代表委員)との意見があった。
- 平成24年度の実施状況を踏まえ、国(佐賀労働局)と県で協議・検討し、平成25年度においては、以下のような取組を進める。
 - 【若年者支援】 ヤングハローワークSAGAでカウンセリングから職業紹介までを同一の相談員が一貫して行う担当者制を強化
 - 【障害者支援】 タブレット端末(県職員が使用)を導入、ハローワーク佐賀の求人情報等の効率的提供
 - 【福祉から就労支援】 ハローワーク佐賀による巡回相談の対象を生活保護の相談、申請の段階にある者まで拡大
- これに関し、知事から労働局長に対し、以下の指示があった(平成25年3月)。
 - (1) 若年者就労支援においては、ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAが、それぞれの役割を發揮しつつ、就職前から就職後に至る切れ目のない支援を一体的に行うことにより支援の充実強化を図る。
このため、ヤングハローワークSAGAにおいては、カウンセリングから職業紹介までの業務を同一の相談員が一貫して行う担当者制の強化を図ること。
 - (2) (1)によるカウンセリングの実施に当たっては、相談員の資質の更なる向上によりカウンセリング機能を強化し、より効果的なカウンセリングを実施できるようにすること。
- 平成25年度は、全ての目標を達成できるよう、また、利用者サービスの更なる向上が図られるよう、一層の利用者視点での連携強化に取り組むことが必要。
- ハローワーク特区はスタートしたばかりの段階であり、平成25年度からの新たな取組の実施状況も踏まえ、3年程度事業を実施して成果と課題を検証することが必要。

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区(平成25年度)

平成24年10月1日事業開始



協定の主な内容

(平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ ジョブカフェとヤングハローワークの一体的運営等による若年者就労支援の強化
 - ・ 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化
 - ・ ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労への支援の強化
 - 佐賀県知事は、特区における事項に関し、佐賀労働局長に対して必要な指示をすることができる。
 - 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。
- 若年者就労支援における担当者制の強化(佐賀県と佐賀労働局で協議・検討を行ってきたもの)を求める指示が発出された(H25.3.26)。

具体的な事業内容

※下線部新規(H25.4~)

＜若年者就労支援＞

- ・ ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAにおける、受付から職業紹介まで切れ目のない支援の実施
- ・ 施設全体のコンシェルジュを配置
- ・ ヤングハローワークSAGAにおいて、カウンセリングから職業紹介まで同一の相談員が一貫して行う担当者制の強化
- ・ 就職支援セミナー、職場定着支援の強化
- ・ 就職困難者等のチーム支援の実施(さがサポステも参画)
- ・ 中学、高校、大学等への支援

＜障害者就労支援＞

- ・ ハローワークと就労移行支援事業所等によるチーム支援に県が参加し、一般就労への移行支援を強化
- ・ ハローワークが保有する求職者情報や、事業所訪問情報を共有し、効果的・効率的な事業所訪問を実施

＜管内の市と連携＞

- ・ 多久市、小城市、神崎市と連携し、生活保護受給者への就労支援を強化(申請段階の者も対象)
- ・ ハローワークの就労支援ナビゲーターが定期的に3市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(平成25年度の新たな取組)

- 平成25年度においては、前年度からの取組を継続しつつ、以下のような新たな取組を実施。

若年者就労支援

※3月27日に事業計画を決定

＜事業計画＞

- ヤングハローワークSAGAで、カウンセリングから職業紹介までの業務を同一の相談員が一貫して行う担当者制を強化
 - ※ 4月からヤングハローワークSAGAの体制を強化(相談員を4人増員)
 - ※ カウンセリングにおいては、ジョブ・カード制度を活用
- ユメタネにコンシェルジュを配置
 - ※ ジョブカフェSAGAが配置
- 就職支援セミナーの強化
 - ※ ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGAが実施。ジョブカフェSAGAにおいてはグループディスカッション等を強化
- 職場定着支援の強化
 - ※ ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGAが実施。ジョブカフェSAGAにおいては集合研修等を強化

＜目標＞

- ① ジョブカフェ・ヤングハローワークの利用者数
【目標】16,000人(前年度実績 14,391人)
- ② 利用者のうち正社員就職者
【目標】1,100人(前年度実績 1,026人)
※ 就職経路を問わない就職者数
- ③ チーム支援の実施人数・うち就職人数
【目標】実施人数 120人(前年度実績 60人)
うち就職 30人(前年度実績 15人)
- ④ 利用者アンケートによる施設利用満足度
【目標】80%(前年度実績 76%)

障害者就労支援

＜事業計画＞

- タブレット端末(県職員が使用)の導入によるハローワーク佐賀の求人情報や障害者情報の効率的提供

＜目標＞

- 就労移行支援事業所利用者の一般就労への移行
【目標】16人(前年度実績 上半期4人 下半期8人)

福祉から就労支援

＜事業計画＞

- 支援対象者を生活保護の相談、申請の段階にある者まで拡大
- 支援対象者が若者の場合は、ユメタネ等へ誘導

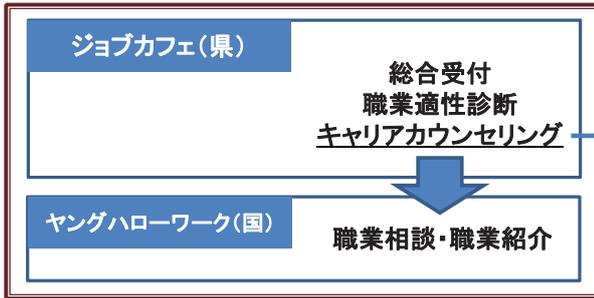
＜目標＞

- 生活保護受給者等の就労者数
- 多久市 【目標】5人(前年度下半期実績 2人)
 - 小城市 【目標】5人(前年度下半期実績 2人)
 - 神崎市 【目標】4人(前年度下半期実績 2人)

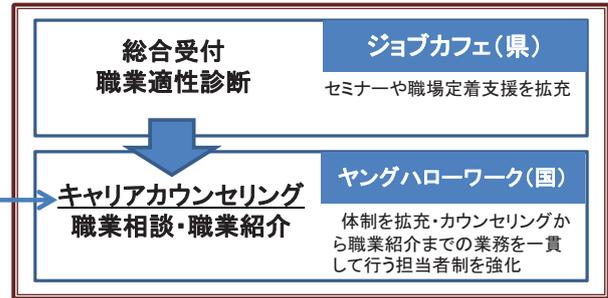
平成25年度に実施する役割分担の見直し(若年者就労支援)

○ 平成25年度から、カウンセリング業務をジョブカフェSAGA(県)ではなくヤングハローワークSAGA(国)で実施し、国において、カウンセリングから職業紹介まで一貫して行うこととした。

《平成24年度》



《平成25年度》



知事の指示

役割分担見直しについて、ハローワーク特区協定に基づく知事から労働局長への指示が出された(平成25年3月26日付け)。県・労働局の調整により実施が決定していた取組の徹底を求める内容であり、佐賀労働局にて対応済み。

【指示の内容】

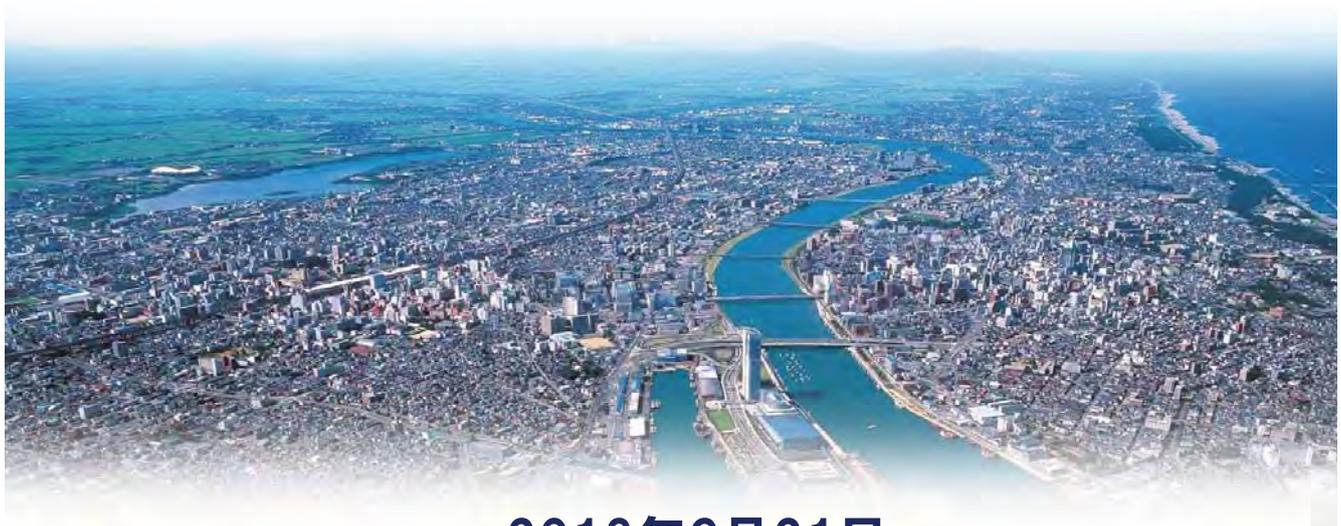
- (1) 若年者就労支援においては、ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAが、それぞれの役割を発揮しつつ、就職前から就職後に至る切れ目のない支援を一体的に行うことにより支援の充実強化を図る。
このため、ヤングハローワークSAGAにおいては、カウンセリングから職業紹介までの業務を同一の相談員が一貫して行う担当者制の強化を図ること。
- (2) (1)によるカウンセリングの実施に当たっては、相談員の資質の更なる向上によりカウンセリング機能を強化し、より効果的なカウンセリングを実施できるようにすること。

【佐賀労働局の対応】

平成25年4月より相談員を4名増員し、担当者制を強化して、施設全体で利用者の利便性の向上を図る。また、カウンセリングから職業紹介までを一貫して効果的に実施するため、カウンセリング業務の新たな技法の習得に係るキャリア・コンサルティング研修や専門相談研修などを実施し、職業紹介に至る業務の全課程における相談員の資質向上を図る。



就労支援と生活支援の 一体的実施の拡大に向けて



2013年6月21日
新潟市長 篠田 昭

新潟州構想の成果

■ 構想の推進

形ありきの議論ではなく具体的な課題解決を優先
まずは新潟県と新潟市の課題解決に取り組む

- 「新潟州構想検討連絡調整会議」から「新潟州構想検討**推進会議**」へ
- 「感染症対策」、「食の安全・安心」、「ハローワーク」に**一定の成果**

公営住宅

感染症対策

食の安全・安心

文化施設

特別高度救助隊

ハローワーク

■ ワークポート新潟の開設(平成25年1月15日)

- 新潟市・新潟県とハローワークが協力して、就労支援と生活支援をワンストップで行うワークポート新潟を東区役所内に開設

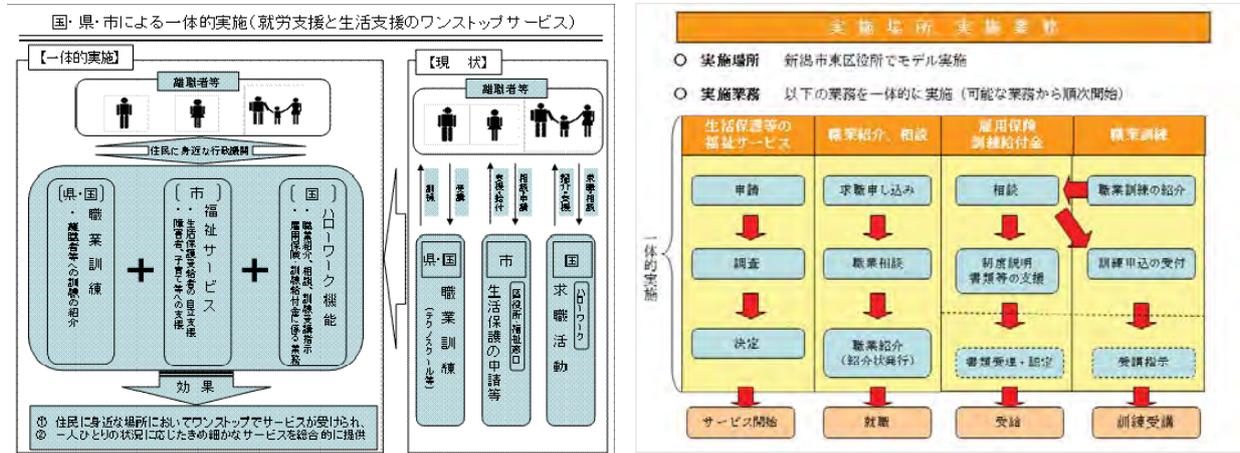
- ハローワークの相談員による職業相談・紹介
- 求人検索機(3台設置)による求人情報の提供
- ハローワーク・県の相談員による職業訓練の情報提供
- 市で行う福祉サービス等と一体となった就労支援



開設の経緯

アクション・プランに基づくハローワークの共同提案

■ 新潟県と新潟市が共同で提案(3次募集:平成24年5月30日 国受諾)



■ 国・県・市による運営協議会設置:平成24年10月23日

2

開所:平成25年1月15日(火)

■ 開設場所:東区役所内

■ 業務時間:9時から17時30分まで(年末年始及び土休日を除く)

業務体制

- 国:職業相談員1名、就職支援ナビゲーター2名(非常勤職員)
 - 生活困窮者等への就労支援
 - 職業相談及び職業紹介
 - 公的職業訓練に関する情報提供
- 県:職業訓練相談員1名(週2日)(非常勤職員)
 - 公共職業訓練に関する情報提供
- 市:東区役所職員
 - 生活困窮者等への福祉サービスの提供



東区役所

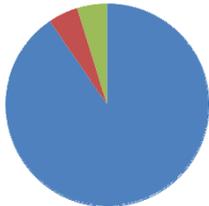
ハローワークシステム

- 職業紹介端末(相談職員利用) 3台
- 求人情報提供端末(来訪者利用) 3台

実績

区分	1月	2月	3月	年度計
利用者数	405人	718人	787人	1,910人
うち生活保護受給者等職業相談者数	133人	222人	227人	582人
就職決定者数	1人	7人	8人	16人
うち生活保護受給者等の就職者数	1人	4人	6人	11人

【利用者アンケート結果：ワークポートができてよかったと思いますか】



- **そう思う**
- **まあそう思う**
- **どちらとも思わない**
- **あまりそう思わない**
- **そう思わない**

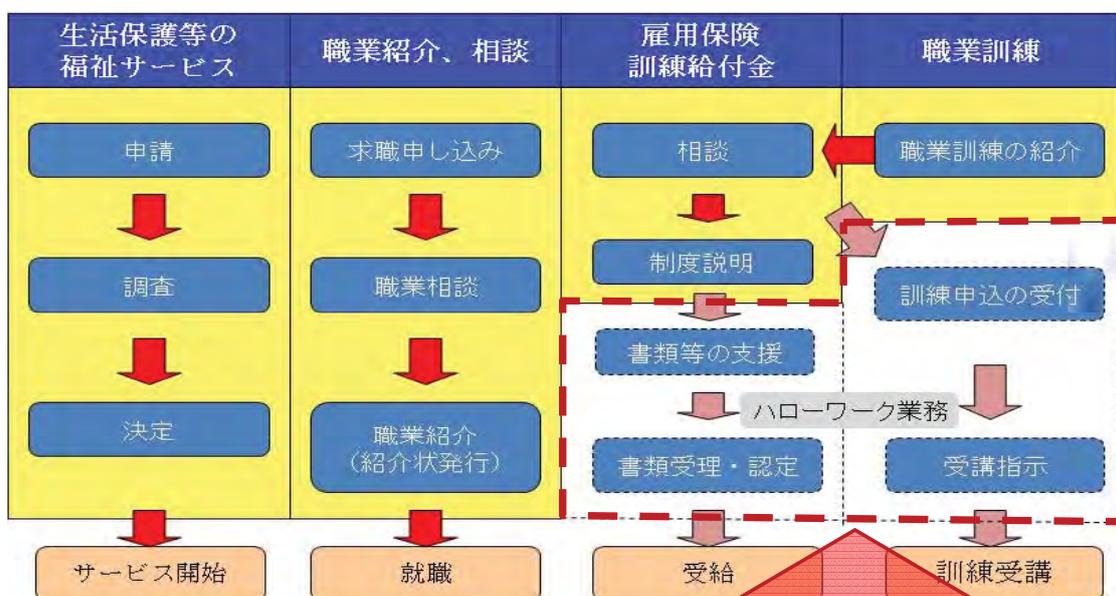
- ・東区役所に入って、とても利用しやすくて良かった
- ・自宅から近く、大変良かった

【参考】東区での「福祉から就労」支援対象者数

区分	1月	2月	3月	年度計
ワークポート	7人	5人	5人	17人
しごと館	2人			2人
ハローワーク新潟	1人	2人		3人

4

課題 → 不完全な一体的実施



紹介・相談から受講・受給まで完全に結びついていない

- ・失業手当などの各種給付
- ・職業訓練の受講

ハローワーク求人情報の共有による可能性

求人情報の共有

基礎自治体が実施する福祉サービスと一体となった就労支援が実現可能に

- ◆障がい者就業支援センター事業の強化
- ◆ひとり親家庭の母等への就労支援の強化

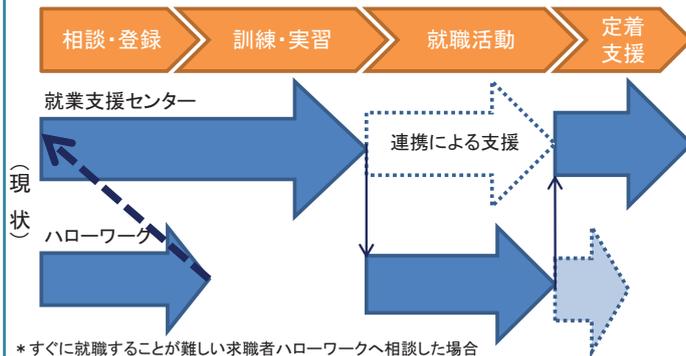
- ◆ハローワーク窓口機能の全区役所展開
- ◆国と自治体の重複事務の解消による行政効率化・行政サービス水準の向上

総合的な生活支援の実現へ

6

事例1：障がい者就業支援センター事業の強化

障がい者就業支援



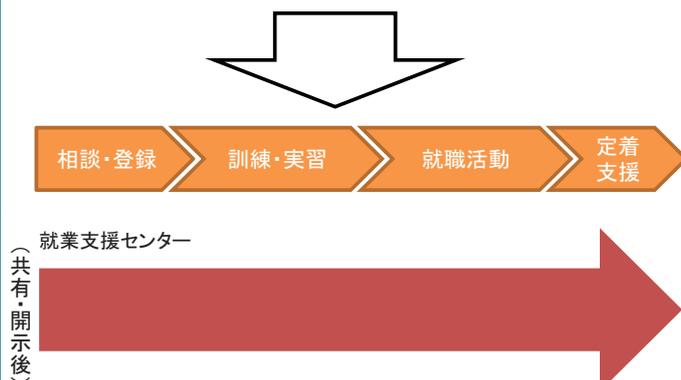
- ◆就業支援センターでは十分な無料職業紹介ができない
- ◆ハローワークでは生活相談支援を行うことができない

ハローワークが有する求人情報の共有・開示等によるワンストップ化

<効果> 利便性向上, 業務効率化, 伴走型支援推進, 情報一元化

早期の就職, 離職率低下

雇用率向上



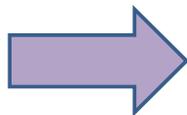
<さらなる強化のために>
・トライアル雇用制度や特定求職者雇用開発助成金事業等の権限移譲
・無料職業紹介事業の業務委託化

事例2:ひとり親家庭の母等への就労支援の強化

(現状)

新潟市

- ★自立支援プログラム策定
- ★就労相談



連携

ハローワーク

- ★職業紹介・求職申込
- ★公共職業訓練等の受講手続き
- ★雇用保険訓練給付金の手続き

～ハローワークが有する求人情報の共有・開示等により～

(共有・開示後)

相談から就職まで ほぼ全ての就労支援がワンストップ化

就職活動の時間がないひとり親家庭の母等が、市での様々な相談や手続きに合わせ、職業の紹介や求職の申し込みをすることが可能となる

ひとり親家庭の母等の就職率の向上

さらなるワンストップ化には…

- 公共職業訓練等受講手続き
- 雇用保険訓練給付金の手続き などの権限移譲が必要

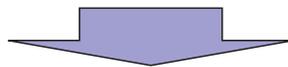
無料職業紹介に関する事務・権限の見直し等 に対する連合の考え方について

2013年6月21日

日本労働組合総連合会(連合)

国が責任を持って全国一体運営の下でハローワークを運営すべきである

- ・雇用保障や労働者保護については、憲法27条の勤労権に基づき、国が責任を負うべきである。
- ・雇用保険制度は保険集団を大きくしてリスク分散をはかる必要から、国が一元的に運営すべきである。
- ・失業等給付の濫給を防止し、雇用保険制度の健全性を保つためには、保険者たる国が失業認定と職業紹介を一体的に行うことが必要である。
(先進諸国では当然に国が職業紹介・雇用保険・企業指導を一体的に行っている)
- ・雇用調整助成金や失業時給付の延長など、雇用情勢の急変に即応できる機動的な政策を打つためには、業務執行のタイムリーかつ円滑な実施が可能な、国による一元的な組織体制が不可欠である。
- ・ハローワークを地方移管した場合、広域的な雇用移動を担保する全国的ネットワークでの職業紹介機能が損なわれる可能性が高く、就労支援の取り組みに地域間格差が生じかねない。
- ・「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」とのILO第88号条約に抵触するようなハローワークの地方移管はすべきでない。
- ・地方財政がひっ迫する中、労政事務所の数が減少するなど、地方自治体における労政行政が大きく後退・衰退しており、ハローワークを地方移管した場合、同様の事態が生じる懸念がある。



利用者の利便性向上の観点から、国と地方自治体の協同連携による、就労支援・生活支援を含めた一体的運営(ワンストップサービス)と地域の労使参画による活動展開こそが推進されるべきである。

大切なのは利用者の利益であって、権限移譲そのものではない

労働政策審議会の審議・意見を最大限に尊重すべきである

- ・労使は雇用保険料の支払者であり、雇用保険制度の当事者である。
- ・ILOの三者構成原則に基づき、労使代表と公益代表で構成される労働政策審議会の審議・意見は最大限に尊重されるべきである。
- ・労働政策審議会の意見を無視することは、ILO第88号条約違反となる可能性が高い。

(2010年4月1日 労働政策審議会意見書「出先機関改革に関する意見」より抜粋)

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

一体的実施、ハローワーク特区について

- ・基礎自治体における生活困窮者の生活保護受給等の相談窓口と職業相談・就労支援窓口が近接することで、利用者目線に立った、福祉から就労までの一貫した支援が実現できている。
- ・基礎自治体以外の自治体(都道府県)やハローワーク特区においては、雇用対策・就労支援のシナジー効果が発揮されるような取り組みが必要である。
- ・運営協議会に労使の代表が参画することで、労働者、使用者それぞれの視点を踏まえたより効果的・効率的な運営と利用者の利便性向上が期待できる。

地方自治体の無料職業紹介権限の強化

平成25年6月21日
全国知事会
埼玉県知事 上田 清司

ハローワークをめぐる主な検討経過

H20.12. 8 地方分権改革推進委員会第2次勧告

- ・地方自治体が行う無料職業紹介を、国に準ずるものとして法律上位置付け
- ・ハローワークのシステム・端末を地方の職員が利用

H22. 7.15 全国知事会報告書「国の出先機関原則廃止に向けて」とりまとめ

- ・最重点分野としてハローワークの早期移管を要請

H22.12.28 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定

- ・国の職業紹介等の事務と地方の福祉相談等の事務を、自治体主導の下、一体的に実施することを可能に（自治体からの特区提案にも誠実に対応）
- ・国と地方の事務の一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を検証し、権限移譲を検討

H23.12.26 地域主権戦略会議が「ハローワーク特区」の実施方針を決定

- ・東西1か所ずつで試行

H24.10. 1 埼玉・佐賀県でハローワーク特区開始

- ・協定に基づき、知事は労働局長に必要な指示をすることが可能

ハローワーク移管を求める全国知事会の主張

(平成22年11月10日 全国知事会資料「ハローワークは地方移管でこう変わる」より)

ハローワーク地方移管のメリット

1. 就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる
福祉、住宅など求職者にとって真に必要な支援をワンストップで提供
2. 雇用創出から人材育成まで一貫した雇用政策を展開できる
雇用を生み出す産業の育成、それを担う人材の育成まで一貫した政策を展開できる
3. 弾力的な人員配置で利用者サービスを向上
他部局から応援職員を配置し、相談窓口の待ち時間をスピーディに改善

さらに…

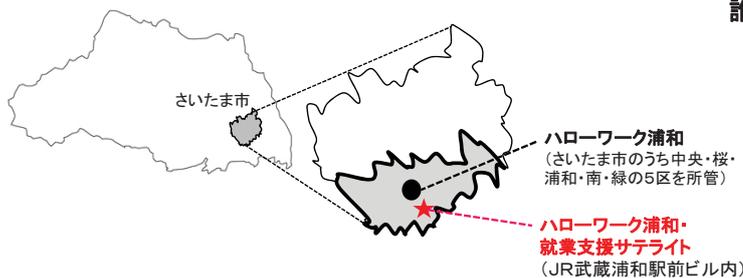
地方は
住民監視の目が届きやすい
行革の実績も国を上回る

事務の効率化や
組織のスリム化も実現

2

埼玉におけるハローワーク特区の取組

H24.10.29 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」開設



誰でも気軽に使える利便性を徹底追求

- ①平日19時まで営業
- ②子ども連れでも安心
(授乳室・キッズスペース完備)
- ③主要駅から3分の好アクセス

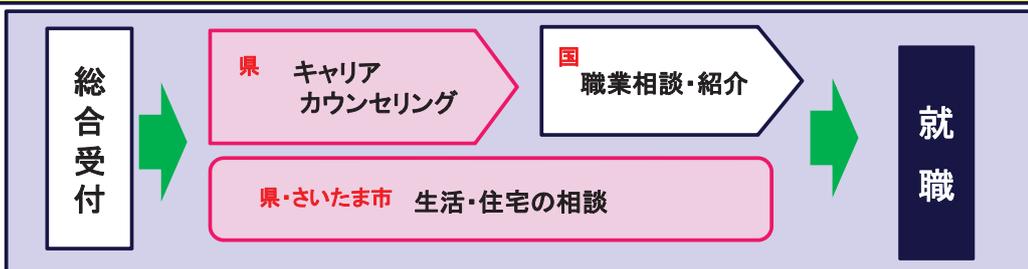


アクセスのよい
駅前ビルで平日
19時まで営業



マザーズコーナーの
キッズスペース

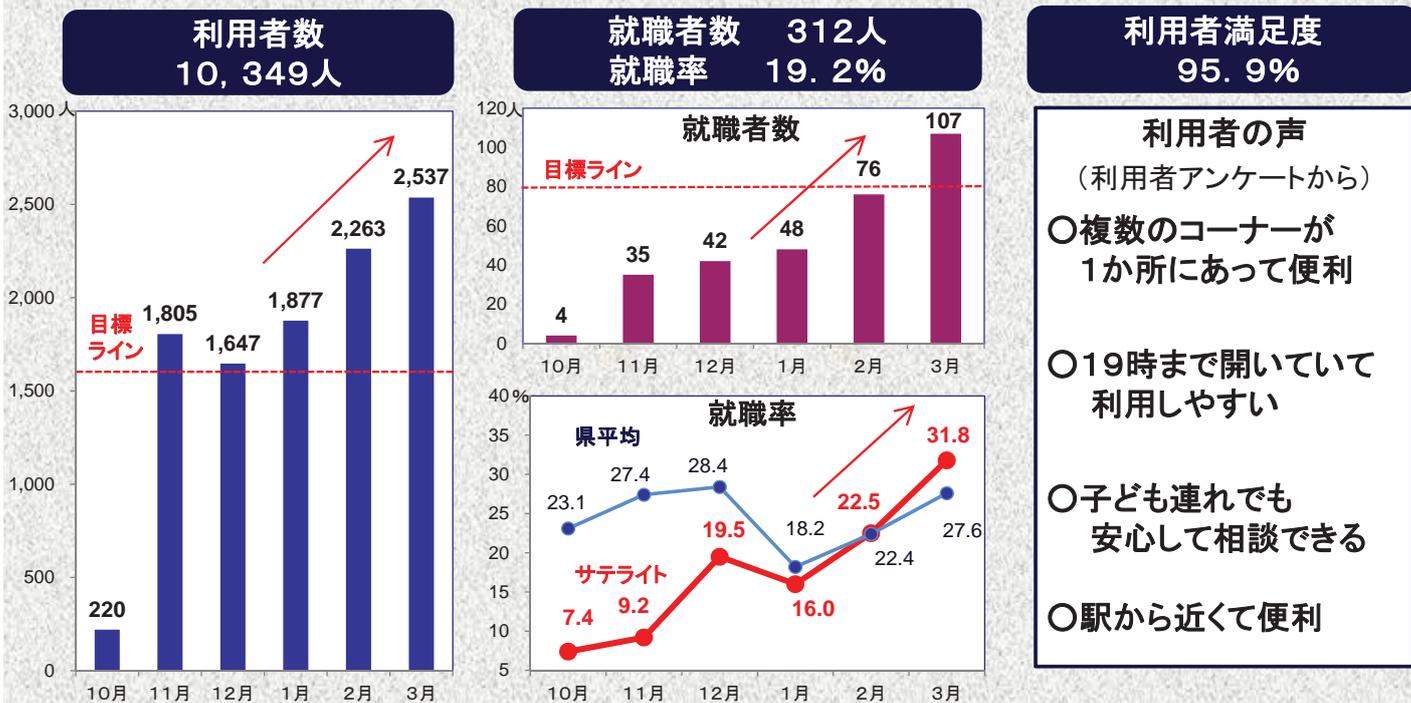
■ カウンセリングから職業紹介、生活相談までワンストップ支援



丁寧な個別支援

※人事交流により県職員2名(ハローワーク次長、実務研修の相談員)が国のハローワーク業務に従事
※ H25.5.27 若者・女性専門支援コーナーを拡充

■埼玉のハローワーク特区の実績(24年度)



■ハローワーク特区の着実な実施

- ・ 県主導による国・県のサービスの一体的提供 → 県民への就業支援を充実
新たな利用者にサービス提供を拡大、求職だけでなく生活面からも同時に支援
- ・ 移管可能性の検証を行い、移管の実現を目指す

4

地方自治体の職業紹介権限の強化

【現 状】

- 既に各地方自治体は、若者・女性の支援、医師確保等の施策として「独自の職業紹介事業」や「ハローワークの職業紹介と連携した就業支援事業」を展開
- しかしながら、国のハローワークと比較すると、機能や権限に限界が存在

課題1

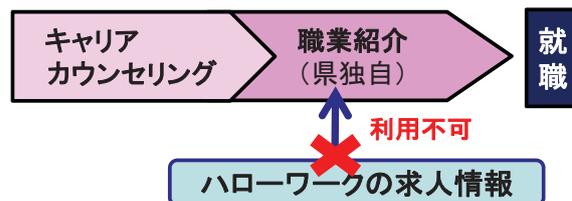
ハローワークの求人情報に基づき、自治体が直接職業紹介(紹介状発行)を行うことができない

- 自治体独自で収集した求人情報は、全国ネットワークのハローワーク求人になると情報量が不十分
- 自治体がハローワークの求人を紹介しようとする場合、求人企業から自治体に改めて求人票の提出が必要

例) 埼玉県女性キャリアセンターの場合

- ・ キャリアカウンセリングから職業紹介まで一貫支援
- ・ 現在は県独自で開拓した求人を紹介

↓
ハローワークの求人情報を活用できれば、
よりの確なマッチングとスピーディな就職が可能に



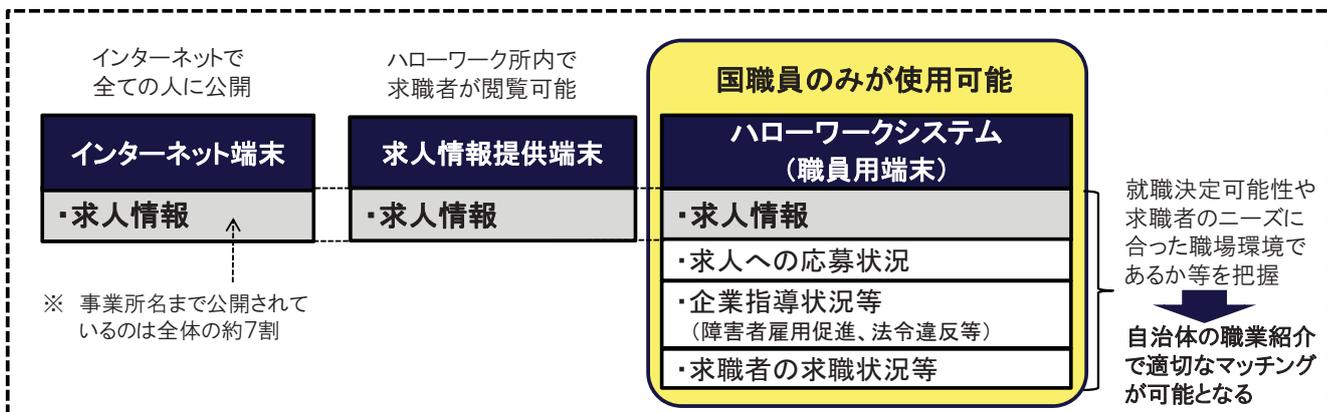
➡ 都道府県職員がハローワーク求人情報に基づき紹介状を発行できる環境を整備すべき

- 都道府県による紹介も雇入れ助成金等の対象とする等の措置も必要
- 都道府県職員のスキルアップのため、職業紹介の研修等の実施も必要

課題2

自治体職員は、詳細な求人情報を閲覧できるハローワーク職員端末の使用が認められていない

- キャリアカウンセリング等で支援している若者等の相談者にハローワーク求人情報に基き職業紹介するには国への引継ぎが必要
- 県が開拓した求人情報を直接全国ネットワークに掲載することはできず、所轄ハローワークへの依頼が必要



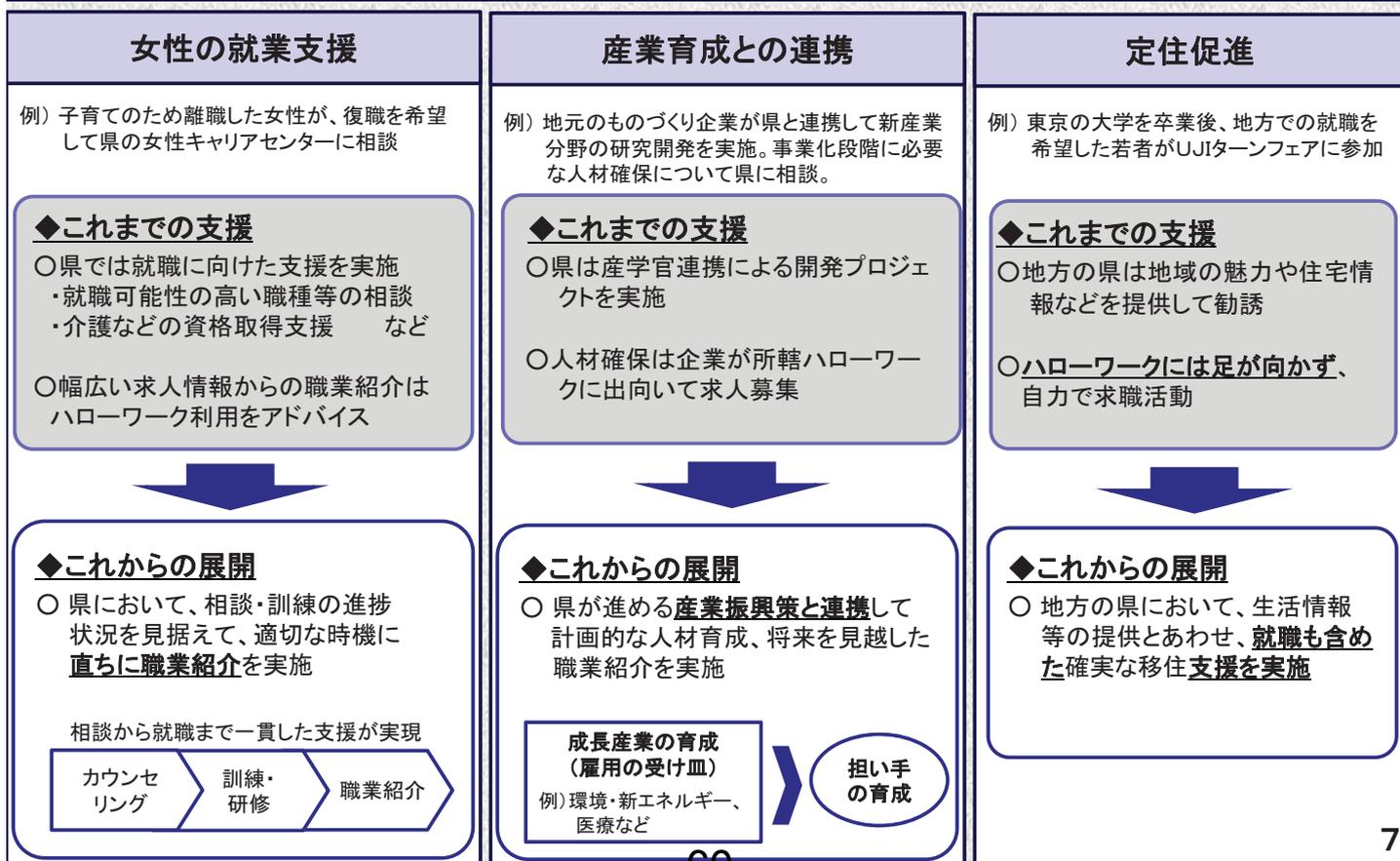
都道府県職員にも、国職員と同様にハローワーク職員用コンピュータ端末の使用を認めるべき

○自治体の使用方法

- ①自治体のキャリアセンター内にハローワークのオンライン端末を整備する場合
 - ②オンラインではなくポータブル端末に職員用データをコピーしセンター内、出張相談先で使用する場合 など
- ・オンライン端末の場合は特に導入に係る費用負担への支援、ポータブル端末の場合はシステムのデータ移行速度及び更新頻度の向上が必要。
 - ・情報提供方法の検討の初期段階から、実際に使用する自治体と協議して進めることが必須。

6

地方自治体の職業紹介権限強化で可能になる取組



2013年6月21日雇用対策部会
東京大学大学院法学政治学研究科教授
岩村正彦

1. 職業安定法、雇用対策法および雇用保険法等の労働市場に関する各種法令は、憲法 27 条 1 項が定める国民の勤労権を国が保障するためのものであり、こうした各種法令が定める無料職業紹介、雇用対策、雇用保険にかかる業務を、実際の第一線で一体的に担っているのが公共職業安定所(ハローワーク)である。企業の求人活動、そして求職者の求職活動は、地方公共団体の域内に限定して行われるものではなく、そのボーダーを超えて行われるものであるし、また産業政策・雇用政策の必要から 1 つの地方公共団体の域内に限定せずに、広域的に各種の雇用対策を講じなければならない場合も、これまで経験してきたように、少なくない。それゆえに、公共職業安定所の無料職業紹介等の様々な業務もその所轄地域内に限らない、全国的なネットワークの中で展開している。先に述べたように、これら業務は憲法 27 条 1 項の勤労権の保障の具体化でもあるから、こうした全国的なネットワーク体制は、今後とも堅持される必要がある。

2. 他方で、地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めるものとされ(雇用対策法 5 条)、国の行う職業指導および職業紹介と地方公共団体の行う雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、協力するものとされている(同法 31 条)。そして無料職業紹介に関しても、地方公共団体は、当該区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策や産業政策に付帯する業務として、厚生労働大臣への届出によって、無料職業紹介事業を行うことが

できる(職業安定法 33 条の 4)。このように、地方公共団体が、その自治事務として、自らの政策的判断にもとづいて、その区域内における雇用政策やそれに付随する無料職業紹介事業を行うことは、現行法上、何ら支障がない。したがって、往々見られる、無料職業紹介事業を、国が行うのか、地方公共団体が行うのかという形の議論は実益に乏しく、むしろ現行法制の枠組みを十分に活用しつつ、政策的ニーズを有する地方公共団体と国との間で、いかにして効果的な雇用施策を構築していくかという方向での検討を進めるのが適切である。

3. こうした観点から考えると、それぞれの区域内の雇用政策・産業政策・福祉政策等に関するニーズを有する地方公共団体が、その施策の実施上有益と考えられる求人情報を、全国的なネットワークを有する公共職業安定所(ハローワーク)からオンラインまたはデータの形で提供を受け、上記の各地方公共団体独自の各種施策の実施に生かしていくことは、上述 2.で述べた視点からも、適切なものと考えられる。ただ、その際、重要なのは、オンラインやデータで提供される求人情報をどのような形で各種施策に活用していくかというビジョンを提供を受ける地方公共団体側が明確に持つことであり、この点では地方公共団体の企画立案力に期待されるところが大きい。そうしたビジョンなしに、オンラインまたはデータとして提供されたものの利用を安易に民間事業者に業務委託等の形で委ねてしまうといったことは、国と地方公共団体との協力・連携の趣旨を逸脱するものといわなければならないであろう。

4. すでに、国と地方公共団体との間では、同一施設内で公共職業安定所(ハローワーク)の無料職業紹介等の業務と地方公共団体の福祉業務等とを一体的に行う取組が進められており、当該地方公共団体その

他の関係者から肯定的な評価を受けている。また、国と地方公共団体との間での雇用対策協定も締結数が増えており、いわゆるハローワーク特区も 2 県で 2012 年 10 月から実施されている(ただ、これらはまだスタートしたばかりであるところであるから、その実績を今後見守る必要がある)。今般、国会で審議中の生活困窮者自立支援法案でも、届出をして無料職業紹介事業を行う都道府県に対して国が求人情報の提供をするものとする定められている(同法案 11 条 4 項)。こうした様々な形態での国と地方公共団体との間での無料職業紹介事業と各地方公共団体独自の雇用施策・福祉施策等との連携(たとえば求人情報のオンラインやデータでの提供や上述の一体的実施等)を(評価と見直しといった過程を経つつ)進めていくことによって、相乗的な政策効果を上げていくことが望まれる。

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（平成25年6月14日閣議決定）
（自治体への求人情報提供関連部分抜粋）

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

② 民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

ハローワークの情報等の民間開放を図りながら、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビジネスを最大限に活用する。

○ハローワークの求人・求職情報の開放等

- ・ ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。 本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- ・ ハローワークの保有する求職情報の開放について、求職者や民間人材ビジネスに対するニーズ調査を直ちに実施し、本年末を目途に結論を得る。また、ハローワークの求職者が民間人材ビジネスの活用を希望する場合の円滑な誘導支援を速やかに開始する。
- ・ ハローワーク特区等の経験に基づき、自治体の意向を踏まえハローワークと地方自治体の職業紹介機関等の連携強化を全国展開する。

公共職業安定所（ハローワーク）に係る国と地方公共団体の 「一体的実施」の取組に関するアンケートの結果概要（報告）

内閣府地方分権改革推進室

- 第 1 回雇用対策部会での鎌田構成員からの意見を受けて、ハローワークの求人情報が地方公共団体で使えるようになった場合にできるようになること等の改善点について、現在「一体的実施」の取組を行っている地方公共団体に照会した結果、6月28日現在で、79団体（26都道府県、53市町村）から回答があった。
- 回答事例は、次表のとおりであり、引き続き情報の収集・整理を行い、関係方面に提供したい。

【都道府県からの回答事例】

求人情報の活用に係る主な改善提案	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの求人データについて、これまでの各種統計データ及び統計資料作成のための集計用フォーマット等を合わせて提供いただければ、独自の分析に活用でき、より効果的な施策を検討することができる。 また、本県では、ジョブカフェは民間事業者に委託していることから、守秘義務の下に委託先の職員が求人データを活用できるように配慮していただきたい。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークシステムの職業紹介端末を開放いただければ企業情報の共有が可能となり、自治体独自の求人情報も組み入れることにより、自治体独自で収集した雇用関連情報等の掲載も可能となり、国・地方が一体となった地域企業情報の整備が可能となる。 ・求人検索機への自治体独自の求人情報の掲載が可能となれば、双方が持つ情報を一括で求職者へ提供でき、さらなる住民サービスの向上につながるとともにコストカット効果が期待できる。

【市町村からの回答事例】

求人情報の活用に係る主な改善提案	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・提供される求人情報により自治体が職業紹介まで行う場合、提供される情報がハローワーク内で求職者が閲覧できるレベルのものではなく、求人への応募状況や企業への指導状況等の企業情報まで含めて提供いただければ、求職者ニーズに合致した職場であるかを把握でき、適切なマッチングができる。 ・市独自の施策検討に際しても、市域内の求人企業の状況や求職者の志向等の情報を提供いただければ効果的な分析ができる。

②	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、生活保護窓口において、職員が自由に、求人情報を引き出せる状況であれば、個別の場所等を新たに設置することなく、事業の展開が可能となり、福祉サービスの対象者にとっても、福祉から就労へのワンストップなサービスを提供することが可能となる。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・本市において必要な雇用政策の企画立案にあたり、本市域限定での求人動向を示す関係データが分からないため、現在は県全体の数値ないし市内3ハローワークでの一部の数値で代替するなど、綿密な分析ができない。ハローワークの求人動向について本市域分のみ（3ハローワーク分のみでも）詳細な情報を提供いただければ、独自政策を検討するにあたって、より効果的な分析ができる。 ・現在、国において検討されている地方公共団体へのハローワーク求人情報の提供について、有料職業紹介事業者への委託により職業紹介事業を実施している委託元自治体へも情報提供をしていただけるとありがたい。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの求人情報の提供があれば、現在の対象者以外の者に対しても、求人情報の提供が可能となり、市民の利便性が向上する。例えば、母子家庭等就業支援センターにおける無料職業紹介（母子寡婦福祉連合会へ委託）や、男女共同参画推進センターにおける就労支援に活用が可能。 ・ハローワークの求人情報の提供があれば、業務を行う上で市の職員自身が利用することができ（例えば、生活保護のケースワーカーが被保護者への就労指導を行う際に求人情報の提供を併せて行う、など）、市民に対して、よりきめ細かい支援が可能となる。 ・ハローワークの求人情報を加工可能な形式（CSV形式）で提供いただければ、市が施策等を検討する上での基礎データとしての活用が可能となり、また、市の各部局において各ニーズに対応した形での情報の活用が可能となる。 ・セキュリティー技術が発達している状況において、専用回線の設置をせずとも、インターネットVPN方式を活用するなどして、安価にリアルタイムの求人情報が市に提供できるようにしていただければ、市における求人情報の活用が進み、市民に対する支援の強化や利便性の向上につながる。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者へ就労支援を行う場合、就労意欲を持っていただくまでに時間を要することが多く、抱えている問題も多様である。より効果的な支援を行うには、支援者の世帯状況等個々の特性把握や就労支援状況を情報共有する必要があるため、ハローワーク、自治体両方で、窓口の予約状況、支援者の世帯状況、就労支援状況等の情報をリアルタイムで確認できるシステムを構築し、情報共有することにより効率的な業務、効果的な就労支援が可能と考える。